第1章

国際的な知的財産制度の動向

新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産拠点・研究開発拠点の海外進出など企業活動のグローバル化が進むことで、国外における知的財産権取得の意識が高まっている。各企業等は、各々の知的財産について、これまで以上に多数の国に出願するようになり、各国・地域の知的財産制度を踏まえつつ、それぞれの国において権利を取得し、活用するという状況が生じている。

こうした状況の中、各国・地域の知財庁等は、知的財産分野における種々の課題を考慮し、知的財産制度をより魅力的なものにするべく、様々な取組を行っている。本章では、まず、企業活動のグローバル化に伴う世界全体の出願動向の変化について紹介し、次に、各国・地域それぞれにおける知的財産制度の動向について紹介する。

1

出願動向の変化とグローバル化

世界の特許出願件数は2007年から2016年までの10年間で約1.7倍となっている。その主要因は、中国の特許出願件数の著しい増加であり、2007年から2016年までの10年間で約5倍となっている。2016年における中国の出願件数は世界の出願件数の約4割を占めている。また、アジア圏の日中韓3か国の特許庁への2016年の特許出願件数は約186万件であり、世界の特許出願件数約313万件の半数以上を占めるまでとなった。

意匠分野においては、中国が単独で世界の 出願件数の6割以上という圧倒的な割合を占 めている。

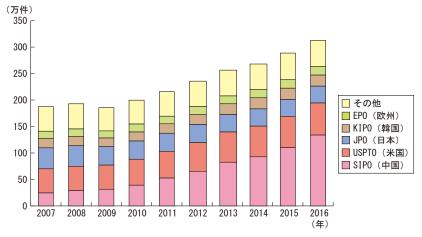
商標分野においては、中国の出願件数が世

界一であり、主要国・機関の出願件数は全体 の約半数程度となっている。

出願活動のグローバル化は、特許、意匠、 商標それぞれの分野において異なる動きをみ せている。

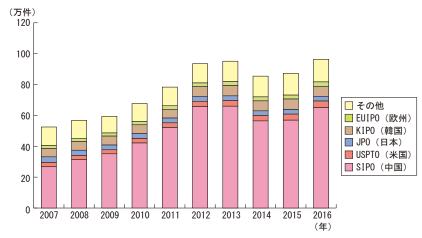
2016年における五大特許庁が受理した海外からの出願比率を見ると、日本・韓国・中国の特許庁では10%~21%程度である一方、米国・欧州特許庁では約50%となっている。五大特許庁以外のアジア、オセアニア、南北アメリカ等のほとんどの特許庁において、海外からの出願の方が国内出願よりも多い。このことから、世界全体としては、特許出願がグローバルに行われていると言える。

3-1-1図 世界の特許出願件数の推移



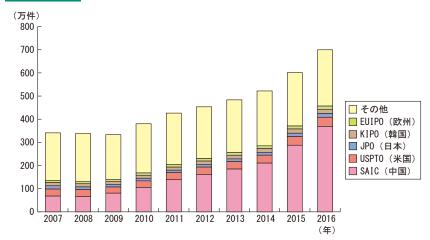
(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-2図 世界の意匠登録出願件数の推移



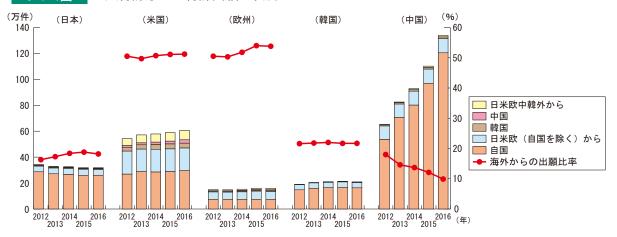
(資料)WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-3図 世界の商標登録出願件数の推移



(資料)WIPO Intellectual Property Statistics、中国商標戦略年度発展報告 (2016) (2015 年、2016 年 SAIC 件数) を基に特許庁作成

3-1-4図 五大特許庁への特許出願の状況

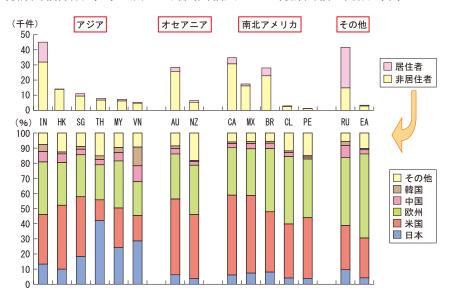


(備考)欧州からの出願は、各年末時点のEPC 加盟国の居住者による出願。 各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。

(資料)WIPO Intellectual Property Statisticsに基づき特許庁作成

3-1-5図

五大特許庁以外の主な特許庁への出願状況(2016年) 特許出願件数(上) 及び 外国出願人による特許出願の内訳(下)



(備考)

- 各略称は次のとおり。
- IN(インド)、HK(香港)、SG(シンガポール)、TH(タイ)、MY(マレーシア)、VN(ベトナム)、AU(オーストラリア)、NZ(ニュージーランド)、<math>CA(カナダ)、MX(メキシコ)、DR(ブラジル)、CL(チリ)、DE(ペルー)、CL(エリンア)、CL(エリンア)、CL(エーラシア特許庁)
- ・欧州からの出願は、EPC 加盟国の居住者による出願。
- ・ユーラシア特許庁の居住者による出願は、EAPC(ユーラシア特許条約)加盟国の居住者による出願。
- ・各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。
- (資料)WIPO Intellectual Property Statisticsに基づき特許庁作成

1

2

米国における動向

米国では、Donald Trump(ドナルド・トランプ) 氏が 2017 年 1 月に第 45 代アメリカ合衆国大統領に就任した。トランプ政権は、中国が、知的財産・イノベーション・技術に関する法律・政策等を通じて、中国の企業に米国の技術や知的財産を移転することを促進・要求しており、米国の経済利益に悪影響を与えていると主張し、中国製品に対する関税引き上げ等を検討している。今後のトランプ政権による中国に対する措置が注目されている。

また、政権交代に伴い、2017 年 6 月に Michelle K. Lee 氏が米国特許商標庁 (USPTO) 長官を辞任し、2018 年 2 月、Andrei Iancu 氏が新長官に就任した。Iancu 長官の下、USPTO がどのように運営されていくかが注目される。

本節では、我が国との関係に加え、米国における知的財産政策の動向及び USPTO の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

特許の分野では、日本国特許庁(JPO)とUSPTOとの間で、特許審査ハイウェイ、国際審査官協議等を通して緊密な協力関係を築いている。さらに、JPOとUSPTOは、(i) 2015年7月1日から、米国が受理したPCT国際出願の一部について、国際調査・国際予備審査を我が国が実施(我が国による国際調査・国際予備審査の「管轄国」を米国に拡大)し、(ii) 2015年8月1日から日米協働調査試行プログラム¹を開始している。また、日米欧三極特許庁会合、日米欧中韓五大特許庁会合といった多国間の枠組みにおいても、制度調和を始めとする種々の分野において連携を取っている。

意匠の分野では、JPOとUSPTOは、共に実体審査国として、日米欧中韓の意匠五庁(ID5)会合や意匠分類専門家会合等を通じて、両庁の審査実務や意匠分類等に関する理解を深め、緊密な協力関係を築いている。2017年11月には、JPOは、USPTOと意匠分野における両庁間の協力関係強化に関する部長級会合を実施した。同会合では、確実かつ円滑な意匠保護の実現に向けて、日米意匠審査会合(定期会合)の設置、日米共通分類の議論の加速化、意匠五庁(ID5)会合における両庁の協

力関係の深化、日米や他国の知財庁における 意匠審査の迅速化及び品質と信頼性の更なる 向上のためのツールや手続の検討着手等、意 匠の実体審査実務を中心とする両庁間の相互 理解と協力関係の強化を、今後進めていくこ とを確認した。

商標の分野では、2001年から推進してきた 日米欧の三極協力を発展させ、2011年から日 米欧中韓の商標五庁 (TM5)の枠組みによる 協力を実施している。

(2)近年の知的財産政策の動向

①中国の不公正貿易に対する行政措置の検 討

2017年8月、トランプ大統領は、中国の知的財産権侵害等に関する大統領覚書(Presidential Memorandum²)に署名した。この覚書は、中国が、知的財産・イノベーション・技術に関する法律・政策等を通じて、中国の企業に米国の技術や知的財産を移転することを促進・要求しており、米国の経済利益に悪影響を与えている等とした上で、米国通商代表(USTR: Office of the United States Trade Representative)に対し、中国に関する調査を行うか否かを決定するよう指示したものである。





¹ https://www.jpo.go.jp/seido/tokkyo/tetuzuki/shinsa/zenpan/ nichibei.htm

² https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/08/14/ presidential-memorandum-united-states-trade-representative

これを受け、USTR は、中国の技術移転、知的財産、イノベーションに関する法律・政策・慣行について通商法第301条に基づく調査¹を実施し、次のような結論を出した。

- (1) 中国は、米国企業から中国企業への技術 移転を進めるために、合弁事業要件、株式制 限、投資制限を含む外国による所有制限策を 講じている。
- (2) 中国は、米国企業の投資活動や事業活動に対し、技術ライセンスに関する制限を含む実質的な制限を課している。
- (3) 中国は、米国企業に対する組織的投資・ 買収を指示・促進し、中国企業に最先端技術 と知的財産を取得させている。
- (4) 中国は、米国企業のコンピューターネットワークへの不正侵入を通じた窃盗を実施・援助している。

また、知的財産保護の問題に関する利害関係者による意見として、商標の不正使用や、 国有企業による特許侵害、知的財産に関する 不完全な執行メカニズムへの懸念等について 言及されている。

本調査結果を踏まえ、2018年3月、トランプ大統領は中国の不公正な貿易慣行に対処するための行政措置として、(1) USTRに対し、中国製品に対する関税引き上げ案を検討することを指示し、(2) USTRに対し、中国の差別的な技術ライセンス慣行に対処するために、

WTO における紛争解決手続を求めることを指示し、(3) 財務長官に対し、米国にとって重要な産業・技術に対する中国による投資に関する問題に対処するよう指示した²。

今後のトランプ政権による中国に対する行 政措置の行方が注目される。

②スペシャル301条3報告書

USTR は、2017 年 4 月に「2017 年スペシャル 301 条報告書」(以下レポート)を公表した 4。 レポートは 1974 年米国通商法 182 条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

レポートにおいて、我が国は、米国と一緒に多国間での取組を行った国として、また、USPTOとパートナーシップを有する国として言及されている。

(3) USPTOの取組

① Iancu 新長官の就任

2017年1月の政権交代に伴い、6月にLee 氏がUSPTO長官を辞任すると、長官職は空席 となり、その間はJoseph Matal 氏がUPSTOの

3-1-6図 スペシャル 301 条レポート指定国(2017年)

優先国	優先監視国	監視国	306 条監視国
-	アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、インド、 インドネシア、クウェート、ロシア、タイ、ウクライナ、 ベネズエラ (11 か国)	バルバドス、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、 コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、 エジプト、ギリシャ、グアテマラ、ジャマイカ、レバ ノン、メキシコ、パキスタン、ペルー、ルーマニア、 スイス、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、 ベトナム (23 か国)	中国

¹ https://ustr.gov/sites/default/files/Section%20301%20 FINAL.PDF







² https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/presidential-memorandum-actions-united-states-related-section-301-investigation/

^{3 1974} 年通商法 301 条 (貿易相手国の不公正な慣行に対して当該 国との協議や制裁について定めた条項)の知的財産権についての 特別版であるところから、スペシャル 301 条と呼ばれる。

⁴ https://ustr.gov/sites/default/files/301/2017%20Special%20 301%20Report%20FINAL.PDF

1

指揮を執っていた。

ホワイトハウスは8月に長官候補として Iancu氏を指名すると発表し、上院での公聴 会及び承認手続を経て、2018年2月、Iancu 氏がUSPTO長官に就任した。Iancu氏は、 Hughes Aircraft社にてエンジニアとして勤 務後、UCLA法科大学院で法務博士の学位を 取得し、知的財産分野の訴訟弁護士として活 動した人物である。

Iancu 長官は、就任前の 2017 年 12 月に上 院司法委員会メンバーとの書面による質疑応 答¹において、当事者系レビュー(IPR: Inter Partes Review) について「IPR 制度を 成功的に運用するためには、適切なバランス をとることが必要不可欠だと信じている」、「長 官に承認されたら、(中略) IPR の制度目的が 確実に達成されるようにしたい。目を向ける べき改善ポイントとしては、補正手続の問題、 クレーム解釈の基準に関する問題、IPR 手続 開始の決定プロセスに関する問題、口頭審理 の実施などが挙げられる」との見解を示して いる。また、特許適格性の問題について「米 国特許法第101条に基づく特許適格性につい ての最近の最高裁判決は、この分野における 一定程度の不確実性をもたらした」、「USPTO は、第101条に関する判例法の発展に従って、 明確で一貫した手続を確保するよう努力する」 と述べている。Iancu 長官率いる USPTO がこ れらの課題にどのように取り組むのか、今後 の動きが注目される。

② PTAB をめぐる動向

2011年に成立した米国発明法 (AIA) によって、USPTOが付与する特許の品質向上を目的として、特許付与後のレビューが導入されるとともに、レビューを所掌する組織として特許審判部 (PTAB: Patent Trial and Appeal Board) が設立された。

PTABが受理する請願には、当事者系レ

なお、PTAB に関連する最近の主な訴訟として、以下のものがある。

- ・0il States 事件: PTAB の AIA レビュー手 続の合憲性が争われた事件。0il States 社は、「特許は行政機関で無効と判断さ れうる公権 (public rights) でなく私有 財産権 (private property rights) であ るため、憲法第3条 (Article Ⅲ) に基 づく連邦裁判所のみで無効と判断されう る」と主張した上で、「特許は公権である ため IPR 手続を含む AIA レビュー手続は 合憲である」とした CAFC の従前の判決を 覆すよう求め、最高裁へ上告した。2018 年4月、最高裁は、特許は公権であると して IPR は合憲との判断を下した。
- ・Aqua 事件: PTABの IPR 手続中の補正申立についての立証責任に関する事件。2017年10月、CAFC大法廷は、IPR継続中に行った補正による補正後クレームの特許性についての立証責任を IPRの請求人に課すとする判断を下した。これまでPTABでは、従前の CAFC 判決に従い、補正後クレームの特許性の立証責任を特許権者側に課していたが、本判決はこれを覆すものである。PTABは、本判決を受けて、2017年11月に補正をどのように扱うかについての確実性と透明性を確保する





ビュー (IPR: Inter Partes Review)、特許付与後レビュー (PGR: Post Grant Review)、ビジネス方法レビュー (CBMR: Covered Business Method Review) がある。請願が受理されると、所定の条件を満たすもののみが審理段階に入る。PTAB への請願件数が特に多い IPR についてみると、2017年3月までに PTAB が受理した請願 $(4,563\ \text{件})$ のうち、審理が開始されたものは約53% $(2,406\ \text{件})$ であり、また、最終審理結果が出た審理 $(1,577\ \text{件})$ のうち、一部又は全ての請求項が無効と判断されたものは約81% $(1,277\ \text{件})$ であった 2 。

¹ https://www.judiciary.senate.gov/imo/media/doc/Iancu%20 Responses%20to%20QFRs.pdf

² https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/AIA%20 Statistics_March2017.pdf

ことを意図したガイダンスを公表した。これまで IPR 等の審理開始後の補正は認められないことが多かった ¹ が、今後、本判決の影響により補正が認められやすくなる可能性がある。

③特許適格性に関する報告書を公表

USPTO は、2017年8月、特許適格性に関する報告書(PATENT ELIGIBLE SUBJECT MATTER: REPORT ON VIEWS AND RECOMMENDATIONS FROM THE PUBLIC²)を公表した。

米国最高裁で2010年から2014年にかけて下された4つの判決(Bilski事件判決、Mayo事件判決、Myriad事件判決及びAlice事件判決)は、発明の特許適格性の考え方に大き

な影響を及ぼすものであったため、USPTO は 特許審査ガイドラインを改訂するとともに、 2016年に特許適格性に関する2度のラウンド テーブル会合を開催し、パブリックコメント を求めた。今回の報告書は、それらラウンド テーブル会合及びパブリックコメントで表明 された意見をまとめたものとなっている。

報告書では、前記のラウンドテーブル会合 及びパブリックコメントを通じて表明された 意見を、①近年の最高裁判決に対する一般的 な意見、②近年の最高裁判決に対する技術分 野特異的な意見(ライフサイエンス分野、コ ンピューター関連分野)、③今後講ずるべき 措置に関する意見、の3つの項目に分けて取 りまとめている。





^{1 2017} 年 9 月までに審理において補正申立が認められるか判断された事件のうち、補正が認められ た割合は約 8% であった。

https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/PTAB%20MTA%20Study%202%20%20update%20through%2020170531.pdf

² https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/101-Report_FINAL.pdf

— Column 30 =

米国特許商標庁と日本ユーザーとの年次会合 (IP-PAC) の開催

日本貿易振興機構 ニューヨーク事務所

日本貿易振興機構ニューヨーク事務所では、日本企業、弁理士などの日本の米国知財制度ユーザー(米国知財制度ユーザー)が、USPTO 関連業務において日々感じている疑問や要望、さらには改善策などを USPTO に直接伝える場を提供することを目的として、2015 年から年に一度のペースで、米国知財制度ユーザーと USPTO との年次会合 (IP-PAC) を開催している。

2017 年 10 月 16 日に開催された会合では、日本弁理士会代表団、日本国際知的財産保護協会代表団、日系企業の知財担当米国駐在員など、約 40 名の米国知財制度ユーザーが参加し、USPTO との間で、情報開示義務 (IDS)、特許適格性に関する問題(米国特許法 101 条問題)、審査の品質などについて意見交換を行った。この会合には、USPTO 側からも、特許政策、審査基準、国際政策などの各部署から日系知財ユーザーの意見を踏まえて USPTO の施策を改善していける立場にある責任者、実務者が参加したため、単なる意見交換で終わることなく、USPTO の業務改善に向けた有意義な議論を行うことができた。

2018 年 2 月 8 日に USPTO 長官に就任した Andrei Iancu 氏は、今後 USPTO が取り組むべき課題として、特許 適格性に関する不確実性を低減させること、特許レビュー制度を改善すること、審査プロセスを改善すること 等を挙げており、USPTO が今後どのような施策を打ち出し、それが日本の米国知財制度ユーザーにどのように 影響を及ぼすのかが注目される。

こうした中、この IP-PAC は、ユーザー自らが USPTO が打ち出す施策の真意を読み取り、当該施策に対する意見、要望などのインプットを行う機会として、ますます重要性が高まるものと考えられる。日本貿易振興機構ニューヨーク事務所では、2018 年も引き続き本会合を充実させていきたいと考えているので、ユーザーの皆様の積極的な参加を待っている。

日本貿易振興機構ニューヨーク事務所では、上記 IP-PAC の情報や米国知財情報をメールマガジンで定期的に配信している。以下リンクより登録可能であり、ご関心のある方は是非ご登録されたい。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3772&lang=en





3

欧州における動向

欧州では近年、欧州特許制度改革の動きが活発であり、単一効特許制度と統一特許訴訟制度 の導入に向けて前進している一方、英国の欧州連合(EU)離脱問題(いわゆる Brexit)との関 係で、本制度の施行について不透明性が生じている。

また、欧州では、欧州特許庁が中核として大きな役割を担っており、様々な取組の下、欧州特許庁が開発するサーチや分類のシステムは欧州外へも広がりを見せている。その一方で、欧州各国特許庁も欧州特許庁と協調し、また、差別化を図りながら、様々な取組を行っている。

本節では、我が国との関係に加え、欧州における近年の知的財産政策の動向、及び欧州連合 (EU)、欧州特許庁 (EPO)、欧州連合知的財産庁 (EUIPO)、各国知的財産庁の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

我が国と欧州は、EU、EPO、EUIPO、各国知的財産庁を通じて様々な関わりを持っている。

特許の分野においては、日本国特許庁(JPO)と EPO の間で、日米欧三極協力、日米欧中韓五大特許庁協力を通して交流を図っている。 意匠分野においては、日欧意匠専門家会合や日米欧中韓の意匠五庁(ID5)会合を通じて、EUIPO と協力を行っている。 商標の分野においては、日米欧中韓の商標五庁(TM5)会合を通して意見交換を行っている。 その他、JPOと欧州各国の知的財産庁の間においても、政策、人材交流等を通じて積極的に関わりを持っている。

2013 年から交渉が開始された日・EU間の 経済連携協定 (EPA) に関しては、2017 年 12 月に交渉妥結に至った。当該 EPA を通じて我 が国と欧州の関係がより深まることが期待さ れている。

(2)近年の知的財産政策の動向

①欧州特許制度改革の動き

現在、欧州の複数の国において特許を取得する場合には、各国の知的財産庁に対してそれぞれ直接出願を行うほかに、欧州特許条約(EPC)に基づく出願を行うことが可能であり、EPOにおいて出願及び審査を一元的に行うことができる。しかし、EPCに基づく出願を行う

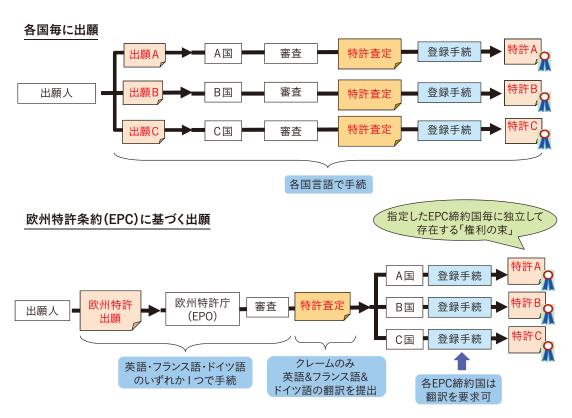
際は、英語、ドイツ語、フランス語を手続言 語とするものの、各国で特許権を有効なもの とするためには、EPO において特許査定がなさ れた後に、原則として、特許請求の範囲と明 細書を各国の言語に翻訳する必要がある。ま た、各国の権利は独立しているため、特許権 を行使する際には、各国で訴訟を提起する必 要がある。これら出願人に課される翻訳費用 や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会 のイニシアチブの下、2012年12月、欧州議会 及びEU 理事会は統一的な効力を有する欧州 単一効特許(以下、「単一特許」)を創設する ため規則を採択、また、2013年2月には、特 許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手 続を一元的なものとする統一特許裁判所を創 設する協定が EU 各国の署名により成立した。

単一特許の制度においては、既存の欧州特許と同様に、EPOで出願から審査までの手続を経た後、2017年3月末時点で参加を表明していないスペイン、クロアチアを除く26のEU加盟国の間で単一的な効力が与えられる。また、新たに創設される統一特許裁判所は、批准した協定締約国において、単一特許のみならず、欧州特許についても専属管轄を有することとされている。単一特許規則については、統一特許裁判所協定と同時に適用が開始されることになっており、そして、統一特許裁判所協定の発効には、英独仏を含む13か国以上による批准、及び、ブリュッセルI規則1

¹ EU 加盟国間における国際裁判管轄ルールを定め、判決の承認と執行に関する手続の統一及び簡素化を図るための規則。

の改正が必要と規定されている。2018年4月 時点では、オーストリア、フランス、スウェー デン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルク センブルク、ポルトガル、フィンランド、ブ ルガリア、オランダ、イタリア、エストニア、 リトアニア、ラトビア、英国(正式批准の完 了順に記載)の16か国が批准済みである。一 方、2017年12月、欧州統一特許裁判所準備 委員会は、2017年に生じたドイツの UPC 協定 批准に係る違憲訴訟の影響により、ドイツの 同協定への批准が現時点では不透明な状況で あり、UPC 協定がいつ施行されるのか、タイ ムラインを予測することは困難な状況である としている。特別委員会1により、単一特許 保護に関する実施細則(単一効の請求手続、 ライセンス・オブ・ライトの申請手続、更新 手数料の支払手続、登録原簿への登録等)の 策定作業が行われ、そして、統一特許裁判所 準備委員会2により、法的枠組み、財政、情 報技術 (IT)、施設、及び人材・研修の五つ の作業部会に分かれて統一特許裁判所の運 用開始へ向けた準備が進められている。

3-1-7図 現行の出願ルート

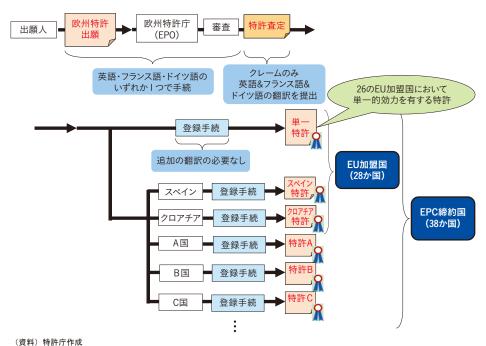


(資料) 特許庁作成

単一特許規則第9条(2)の規定に基づいて設置された委員会であり、単一特許の更新手数料の水準及び更新手数料の参加加盟国への配分割合を決定し、EP0によっ て行われる単一特許の管理業務を統治・監視するもの。

統一特許裁判所の署名国の代表者によって構成される委員会であり、統一特許裁判所が円滑に運用開始できるよう準備を行うもの。

3-1-8図 単一特許の出願ルート



(3) EPOの取組

①概要

欧州の特許制度については、EPOが中核として大きな役割を担っている。EPOはEPCに基づき設立された機関であり、EPCの現在の締約国数は38か国になる。EPOにおいて審査され、特許査定された場合、指定した締約国において特許として効力が発生する。

また、EPCの締約国 (38 か国)・拡張協定 国 (2 か国) 以外でも、欧州特許の認証制度 を導入する例があり、すでにモロッコ、モル ドバ、チュニジアにおいて導入されており、 2017年1月には、EPOがカンボジアと欧州特 許の認証に関する合意文書に署名しており、 カンボジアにおける欧州特許の認証に関する 合意が 2018年3月1日に発効した。

また、EPOは、ユーラシア特許庁(EAPO) 及びブラジル産業財産権庁(INPI)と特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラムを開始することに合意した旨、2017年10月に公表した。これをもって、EPOとPPH合意をした特許庁は15となった。EPOは、審査の質、効率性、出願人の利便性の向上に向け、以下のような取組を強化している。

②係属中の出願の法的安定性を向上させる 枠組みについて

EPO は、2014 年 7 月から、調査報告等を適時に発行することにより、係属中の出願の法的安定性を向上させる「Early Certainty from Search」というスキームを実施しており、全ての欧州出願について、出願日から 6 月以内に調査報告及び見解書を発行することを目標としていたところ、2016 年、2017 年ともに目標を達成している(2016 年:5.1 月、2017年:4.8 月)。そして、さらなる目標として、2020年までに審査請求から特許査定までの期間を12 月以内(2017年:22.1 月)、異議申立ての審理結果が得られるまでの期間(2017年:22.4 月)を15 月以内とすることを挙げている。

③手続料金について

EPOは、2018年4月1日より料金を改定した。 概要は以下の通りである。

・これまで、PCT 国際出願において、日本 特許庁(JPO)、米国特許商標庁(USPTO)、 中国国家知的財産権局(SIPO)、韓国特 許庁(KIPO)、ロシア特許庁(Rospatent)、 及び、オーストラリア特許庁(IP Australia)

256

組

が国際調査を実施した PCT 国際出願が欧州特許条約域内の出願に移行した場合、補充欧州調査料に対して減額措置(190 ユーロ減額)が適用されていたところ、今回の改定によりこの減額措置を撤廃。

- ・審査料について、EPOが国際予備審査報告を作成したPCT国際出願がEPC出願に移行した場合における減額割合を、50%から75%へと拡大。
- ・審判請求料について、約20%増額(※中 小企業、個人、大学等を除く)。
- ・出願料について、キャラクターコードのフォーマット(XML ベース)に基づいてオンライン EPC 出願をした場合減額される一方、オンライン以外の EPC 出願については増額。
- ・特許査定料について、全ての補正書、訂正書、及び、クレーム翻訳書が、キャラクターコードのフォーマット(XML ベース)に基づいてオンライン提出された場合は減額する一方、それ以外の場合は増額(※2019年4月1日以降に特許査定料が納付された出願の場合)。

④各特許庁との共通特許分類(CPC)

a. EPO·米国

2010年10月、EPOは、USPTOとともに、両庁間で共通に用いる特許分類であるCPC (Cooperative Patent Classification)を作成することを発表し、現在両庁ともにCPCを付与している。さらに、両庁は他庁への積極的なCPCのトレーニングを通じて、CPC使用国の拡充に努めており、現時点で、45の知的財産庁の特許文献に対しCPCの付与が行われ、CPCが付与された各国の文献の総数は約5億にのぼる。

また、CPC は年 4 回程度の改正が行われて おり、2017 年には、1 月、2 月、5 月、8 月に 改正が行われた。

b. 中国

2013 年 6 月、EPO は、SIPO が CPC を使用することに合意したと公表した。この合意におい

ては、2014年1月から、SIPOはいくつかの技術分野において新規に公開される特許出願について、EPOによる特別研修を受けた後に、CPCの付与を開始するとともに、2016年1月からは全ての技術分野の特許出願についてCPCを付与するよう努力することとされた。2017年時点で、SIPOは全ての技術分野の新規出願に対するCPCの付与に加えて、一部の公開済の特許文献に対して再分類も行っている。

c. 韓国

KIPO は、2015 年 1 月より全技術分野の新規出願に対して CPC を付与しているところ、過去の特許文献に対する付与も進めており、2018 年末までに全ての過去文献に対する CPC の付与を完了する見込みである。

d. トルコ

2018年2月、トルコ特許商標庁(TURKPATENT) は、2018年4月より全ての技術分野における、 特許出願、実用新案、PCT 出願に対して CPC を付与することを発表した。

e. アルゼンチン

アルゼンチン産業財産庁(INPI)と EPO とは、INPI による CPC の導入についての MOU に署名した。INPI は、2019年1月までに CPC の付与を開始する予定である。

(4)欧州連合知的財産庁(EUIPO)の取組 ①概要

欧州連合知的財産庁(EUIPO)は、共同体商標(現欧州連合商標)や登録共同体意匠の権利付与の役割を持っているとともに、「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門(European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights)」が委任されており、知的財産権の権利行使においても重要な役割を担っている。

2015年12月、欧州議会により、共同体商標規則の改正を含む商標制度改革パッケージ法案が採択され、2016年3月23日にEU商標規則が施行されたことに伴い、OHIMから

EUIPO への改称や、共同体商標の名称の欧州 連合商標 (EUTM) への改称、EUTM に係る料 金の変更等といった変更がなされた。

②ストラテジックプラン2020

欧州知的財産庁 (EUIPO) は、2016年6月 1日、2020年までの同庁の活動指針を定める 「戦略計画 2020 (Strategic Plan 2020)」を 公表した。

戦略計画 2020 は、「ビジョン」を頂点に掲げ、 それから生じる「戦略的目的 (Strategic Goals)」及びさらにそれらを細分化した「行動方針 (Lines of Action)」といった階層構成である。「行動方針」においては、職員の能力開発や実務環境の最適化、EUIPO における財政管理の強化、IT セキュリティの強化、IPツールやデータベースの開発・改善、EU 各庁間のネットワークの強化、規則改正に対する各加盟国へのサポート、知財分野における証拠ベースの調査研究の実施、欧州企業に対する知財権の保護に係る支援等、多岐に渡って言及されている。

(5)欧州各国の取組

①英国

ビジネス・イノベーション・職業技能省の下に、英国知的財産庁(UKIPO)が設置されている。同省が、特許、商標、意匠、及び著作権を所管しており、イノベーション促進の観点から知的財産権に関する責任を担っている。UKIPOは、PPHについても早くから取り組むなど、国際的な取組も活発であり、現在、日本、米国、韓国、カナダとPPHを実施している。また、オーストラリア、カナダの特許庁とバンクーバーグループを構成し、同グループ内での特許審査ワークシェアリングの促進、そのためのITシステムの整備等の協力を実施している。

2016年6月23日の英国における欧州連合 (EU) 離脱の是非を問う国民投票の結果、EU 離脱を是とする投票が過半数を占めた。これ を受けて、2016年8月2日に、英国知的財産 庁(UKIPO) は、知財法制に関する見解を公 表した。

商標及び意匠に関しては、政府として、今後様々なオプションを追求し、最善の方法についてユーザーと協議していくこと、EU離脱後であっても英国産業界は欧州連合商標及び共同体意匠の登録を行うことは可能であることが示された。

商標に関しては、英国は既にマドリッド制度のメンバーであり、一方、意匠に関しては、ハーグ協定加入のための批准書が2018年6月に発効する予定である。また、英国の非登録意匠権及び著作権を通じた非登録意匠の保護は引き続き存続予定であることが示された。

特許に関して、当該国民投票の結果は、欧州特許庁に特許保護を求める上で影響を与えるものではなく、また英国を含む現存する欧州特許についても影響を受けることはない旨示された。また、英国のEU離脱は、欧州特許条約(EPC)における現行の欧州特許制度に影響を与えないこと、統一特許裁判所に係る議論に関しても当面変更はなく、引き続きこれに係る会合への参加を継続していくことが示された。

②ドイツ

ドイツは、地理的な位置ばかりでなく、国の規模や国力の面でも欧州の中心的な存在である。製造業も盛んであり、特許出願や特許訴訟も他の欧州の国に比べて多く、税関等も模倣品の取締りに積極的であると言われている。また、ミュンヘンには、EPOや世界的に有名なマックス・プランク知的財産・競争法研究所がある。ドイツの知的財産制度については、連邦司法省の下にドイツ特許商標庁が設けられ、そこがドイツ国内の特許、実用新案、商標及び意匠の審査・登録や、従業者発明の報償の調停等の中核を担っている。

③フランス

フランス経済・財政・産業省の所管庁の 下にフランス産業財産権庁 (INPI:Institut national de la propriété industrielle) が 設置されており、特許制度、意匠制度、商標 制度を所管している。

同庁は、フランス国内に22の地方支局を持っている。この地方支局においては、特許出願、商標出願を受理することが可能となっているだけでなく、出願に関するアドバイス、コンサルティングのサービスを中小企業、大学等に提供している。また、企業の知的財産戦略を分析した上で、更なる知的財産の活用によってどのような利益を得ることができるのか情報提供を行い、知的財産に対する認識を向上させる活動を実施するなど、きめ細かい支援を行っている。

さらに、同庁は、ドバイ (アラブ首長国連邦)、 北京 (中国)、ラバト (モロッコ)、ブラジリア (ブ ラジル) に模倣品対策を目的とした海外拠点 を有している。

④その他の欧州各国

EPOが存在する一方、欧州各国にも特許庁が存在し、EPOへの業務の集中化と分散化をめぐって綱引きが行われている。このような状況で、中小規模の知財庁は様々な取組を行っている。

a. 国際調査機関·国際予備審査機関

スウェーデン特許登録庁は、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの北欧 5 か国からの出願に対して国際調査機関、国際予備審査機関として活動することが認められており、手続言語もデンマーク語、英語、フランス語、フィンランド語、ノルウェー語、スウェーデン語と6 つの言語をカバーしている。また、1998 年よりトルコ

特許庁から審査の外注を請け負っている。

さらに、デンマーク特許商標庁の建物内に存在する「北欧特許庁」は、デンマーク、ノルウェー、アイスランドの3か国によって2006年に設立され、主にPCTの国際調査機関、国際予備審査機関として活動している。北欧特許庁は、EPOと異なり仮想的な機関であり、実際の審査業務は、デンマーク特許商標庁とノルウェー産業財産庁に下請けされている(アイスランド特許庁は実体審査機能を有していない)。

b. 中小規模の知財庁の独創的なサービス

欧州のいくつかの中小規模の知財庁では、独自の有料サービスを提供している。オーストリア特許庁は、先行文献サーチ、侵害サーチ等のサービス、北欧特許庁は、先行文献サーチのサービスを提供している。スウェーデン特許庁は、新規性サーチ、既に成立している特許の有効性サーチ等のサービスを提供する他、技術動向分析サービスを提供している。

また、英語による審査を受け付けている知 財庁もあり、スウェーデン特許庁ではスウェー デン国内特許出願について、英語での手続が 可能であるとともに、ノルウェー産業財産庁 は、欧州特許条約のロンドン・アグリーメン トへの対応により、欧州特許をノルウェーで 権利化する際のノルウェー語への翻訳要件を 緩和するとともに、ノルウェー国内特許出願 及びPCT 国際特許出願のノルウェー国内段階 についても、英語での特許取得手続が可能で ある。 \mathscr{L}

BREXIT と知的財産

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2019 年 3 月 30 日 0 時 0 分 (CET 中央ヨーロッパ時間)、英国で EU 法が適用されなくなる。今後の状況次第とはいえ間近に迫っている現実である。

ここ数年の欧州における最も大きなニュースは、英国の EU 離脱 (BREXIT) 問題といえるのではないだろうか。 この歴史的な出来事は、知的財産制度にも大きな影響を及ぼすことが予想される。

40 年ほど議論されてきた欧州単一特許・統一特許裁判所制度の開始は 2018 年 4 月の英国の批准を受けドイツの批准を残すのみとなったが、BREXIT 後の同制度における英国の立場は不透明である。しかし、将来的な制度である欧州単一特許・統一特許裁判所制度以上に、既に EU の制度として運用されている欧州連合商標・共同体意匠への影響は深刻である。

2017 年 12 月 1 日、欧州委員会は、EU と英国の間の離脱協定次第としつつも、EU 離脱日前に登録された欧州連合商標・共同体意匠等は、離脱日以降、英国において効力を有しなくなることなどを明らかにした。突然知的財産を失うことになればビジネス上の大問題である。離脱協定案では、英国内の措置によって引き続き効力を保持するべきとの条項が盛り込まれているが、今後の交渉の行方が注目される。

弊所知的財産部では、引き続き欧州知的財産動向を注視し、適時の情報発信に努めていきたい。

岁.

1

4

中国における動向

中国は、今や世界で最も多く専利(我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当)及び商標の出願を受理する国となった。これは、急速な経済発展に伴って、経済活動に必須である知的財産権の確保が一層重要となっていることを表しているといえよう。特に、2008年に中国国務院より公布された「国家知的財産権戦略綱要」で定められた目標を達成するため、各省庁や地方等、様々なレベルで各種の計画を策定し、産業財産権の取得奨励をはじめとする知的財産権に対する認識が浸透してきたこと、製造拠点から巨大市場として中国の位置付けが変化する中で、多国籍企業と現地企業の合弁による R&D の現地化が進展していること等を背景として、国内出願人による権利取得の活発化が目立っている。このような状況下では、輸出入共に中国を主要貿易相手国とする我が国にとっても、中国における知的財産権保護の重要性は高まる一方である。

本節では、我が国との関係に加え、中国における近年の知的財産政策の動向、及び専利を所管する中国国家知識産権局 (SIPO 1)、商標を所管する中国国家工商行政管理総局 (SAIC 2) の各取組について紹介する 3 。

(1)我が国との関係

①我が国とSIPOの取組

日本国特許庁(JPO)とSIPOは、二国間及び多国間での枠組みを利用し、制度・審査実務、意匠、機械化、人材育成、審判等、幅広い分野で協力を推進している。2009年12月にはJPOとSIPOの間で、特許権・実用新案権・意匠権に関する協力を強化するための覚書(特許庁間協力覚書)を締結し、2009年9月には、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)と国家知識産権局中国知識産権トレーニングセンターとの間で、知的財産人材の育成に関する協力覚書(人材育成協力覚書)を締結した。

JPOとSIPOは、2017年11月に開催した第24回日中特許庁長官会合において、日中法制度・運用意見交換会について、ユーザーとの交流強化を含む協力拡充に合意したほか、人工知能(AI)の業務適用に関する日中の取組について情報共有を行うことに合意した。この他、特許、意匠、機械化、審判、人材育成等、多方面にわたる協力について議論を行った。

②我が国とSAICの取組

a. 二国間での協力

JPOとSAICは、二国間及び多国間での枠組みを利用し、制度・審査実務、人材育成等、幅広い分野で協力を推進している。2009年8月には経済産業省とSAICの間で、大臣レベルで「知的財産保護の協力に関する覚書」を交換し、当該覚書に基づき策定された年間作業計画に沿って「日中商標審査担当官交流」を実施する等、商標の登録、審査等の分野における協力を進めてきた。

JPOとSAICは、2017年11月にハイレベル会談を実施し、両国における審査処理促進に関する取組、商標制度に関する動向、今後の両国のハイレベル及び実務レベルでの交流等について意見交換を行った。また、2017年11月にスペイン・アリカンテで開催されたTM5年次会合の機会を利用して意見交換を実施し、審査処理促進等、双方の関心事項に基づく事務レベルの交流実施ついて議論を行った。さらに、2018年1月には、SAIC一行がJPOを訪問し、商標審査の機械化及び効率化に関する意見交換等を実施したほか、商標分野における今後の協力に向けた双方の関心事項について議論を行った。

¹ SIPO: State Intellectual Property Office of the People's Republic of China

² SAIC: State Administration for Industry and Commerce of the People's Republic of China

³ 従前、専利は国家知識産権局(SIPO)、商標は国家工商行政管理総局(SAIC)が所管していたところ、2018年3月の第13期全国人民代表大会において、中国政府(国務院)機構改革方案が可決されたことを受け、専利、商標ともにSIPOが所管することとなった。

b. 冒認商標出願への対応

冒認商標出願について、日本国特許庁は中国政府との情報交換や意見交換を通じて、適正な審査が行われるよう協力を進めると共に、この問題に対処するためのユーザーへの支援サービスとして、2008年6月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、都道府県、政令指定都市、農業関連団体等に配布するなど、幅広く情報提供を実施している。また、北京・台北に「冒認商標問題特別相談窓口」を設置して、我が国の自治体等関係者の相談に対応している。

さらに、冒認商標出願問題対策としては、 先に商標権を取得することが重要であるが、中 小企業にとっては出願・弁理士・翻訳の費用 等の負担が大きいことに鑑み、JPOは、外国出 願に要する費用の補助も行っている。加えて、 2015年度からは冒認出願等により海外で訴え られた場合の訴訟費用の助成、2016年度から は冒認商標を取り消すための係争費用も助成 対象とするなど、支援を拡充している。

(2)近年の知的財産政策の動向

中国では、「国家知的財産権戦略綱要」(2008 年公表)による第1段階の5年間の目標を達成したとして、さらに国家知的財産戦略を深化させるために、2015年1月に中国国務院から「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画(2014 - 2020年)」が公布され、1万人当りの発明専利保有数、専利出願の実質審査平均期間等について、2014 - 2020年の主要予測指標が定められた。また、国家知的財産戦略の実施を徹底し、知的財産権重点分野の改革を深化し、より厳格的な知的財産権保護を実施し、新技術や新産業、新業態の発展を促進し、産業の国際化レベルを向上させ、大衆創業・万衆創新を保障、奨励する方針 のもと、2015年12月に中国国務院から「新たな情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」が公布された。さらに、知財保護環境の改善、知財運用収益の顕在化、知財総合能力の向上を発展目標として、2016年12月に中国国務院から「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」が公布された。これらの国家政策に基づき、中国では、政府機関や地方政府等、様々なレベルで各種の知的財産政策が策定されている。

(3)SIPOの取組

SIPOは、特許、実用新案、意匠に関する業務を所管する、国務院直属機構である。

①SIPOの政策動向

a. 制度改正に向けた動き

ア)専利法改正に向けた動き

中国では、中華人民共和国専利法という一つの法律によって、発明、考案、意匠が、それぞれ「発明専利」、「実用新型専利」、「外観設計専利」として保護されている。同法は、1985年施行、1993年に第一次改正法施行、2009年に第三次改正法施行、2009年に第三次改正法施行、と約8年おきに改正がなされてきた。第四次改正については、専利保護の強化、専利活用の促進、専利水準の向上等の観点からの検討を経て、2015年4月にSIP0による専利法改正案(意見募集稿)、同年12月に中国国務院法制弁公室による専利法改正案(送審稿)の公開意見募集が行われた。

2018年3月に国務院が発表した「2018年 立法作業計画」では、全国人民代表大会での 審議対象案件として、専利法改正が挙げられ ている。

イ)職務発明条例制定に向けた動き

中国における職務発明は、専利法及び専利法実施細則で規定されており、原則、使用者



¹ http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm

に帰属するものとされ、使用者・従業者間で契約がある場合はそれに従った報奨や報酬、契約がない場合には、法定された支払方法、最低金額及び料率に従った報奨や報酬を与える必要があるとされている。しかし、専利法以外の知的財産関係法では同様の規定がないこと、専利法については使用者に帰属することで従業者の権利が無視され発明に対するインセンティブが働かないこと等を課題として、これまでに幾度の公開意見募集及び検討作業が行われ、2015年4月、条例の形式で職務発明に係る手続を定める「職務発明条例」草案(送審稿)が国務院法制弁公室から公表された。

条例草案は、発明報告制度¹や、報奨や報酬の支給義務や額の算定、事業体による職務発明の譲渡に係る発明者の権利、国有企業等における職務発明の不実施の取扱い、税制上の優遇措置、監督管理部門における事業体による職務発明制度の履行状況の監督検査の実施、発明者氏名表示権・報奨・報酬及び権利帰属に係る紛争の取扱い、事業体と発明者との取り決めの登録等が盛り込まれた案となっている。

b. 審査体制の強化

SIPO は、審査官の採用数拡大を柱とする審査体制の強化を進めており、2010年に発表された全国専利事業発展戦略(2011 - 2020年)において、2015年までに審査官数を9,000名とする目標が掲げられた。この方針の下、SIPOの下部組織である専利審査協作中心を北京、江蘇、広東、河南、湖北、天津、四川、福建に設立した。2016年末におけるSIPO及び各センターの審査官数は、1万人超となっている。

c. 特許審査ハイウェイ(PPH)の拡大

SIPO は、2011年11月の日中PPH 試行プログラムの開始を皮切りにPPHの対象国を徐々に拡大している。日中PPH 試行プログラムは、

最近では、2015年11月1日よりさらに3年間 試行期間が延長された。

(4) SAICの取組

SAIC は、市場監督管理と関連する行政法 執行業務を主管する国務院直属機関である。 その一部局として、商標登録業務及びその管 理業務、異議申立ての裁定、馳名商標(著名 商標)の認定、商標権侵害事件の調査及び処 理等を行う「商標局」、拒絶査定不服審判、 異議決定不服審判、不正登録等による取消審 判、不使用取消審判、馳名商標の認定等を行 う「商標評審委員会」を傘下に有する。

①SAICの政策動向

a. 制度改正

第三次中国商標法改正については、改正商標法が2013年8月に全国人民代表大会常務委員会で可決され、2014年5月1日より施行された。改正商標法は、出願人の利便性向上や公平競争の市場秩序の維持、商標権の保護強化等を目指したものである。

また、下位法令である中国商標法実施条例 は、2014年5月1日に改正実施条例が施行さ れた。審判手続に関するSAICの局令である「商 標評審規則」は、2014年6月1日に改正規則 が施行された。同じく SAIC の局令である馳名 商標認定保護規定は、2014年7月3日公表さ れた(公表の30日後に施行)。そのほか、人 民法院による商標事件審理の管轄、法律適用 等の問題について制定した、最高人民法院「改 正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法 律適用の問題に関する解釈」や、改正商標法 施行に伴う、商標審査、商標審判、商標監督 管理に関する経過措置についての通知を定め た、「SAICによる改正実施後の《中華人民共 和国商標法》に関する問題の通知」等につい ても公布、施行されている。

そして、第三次商標法改正に対応した基準 策定及び商標審査、商標審理の更なる適正化

¹ 発明者における事業体への発明の報告義務と事業体の回答義務、職務発明について知的財産権を出願・放棄する場合の事業体の発明者への通知義務等であり、時期的制限を含む。

を目的として、2017年1月4日にSAICから「改正商標審査及び審理基準」が公布、施行され、音声商標の審査基準の追加、審査意見書の運用基準の追加、先使用の判定基準の明確化等が規定された。

b. 審査体制の強化

SAIC は、増大する商標出願に対応すべく、商標審査の体制強化を進めている。この方針の下、2014年5月に、SAIC の委託を受けて商標審査業務を行う商標審査協作中心が設立された。商標審査協作中心は、現在、北京、広州、上海及び重慶に設立されており、今後も増設される予定である。また、2017年11月、SAIC は、審査期間を2018年末までに6か月

に短縮する目標を発表し、2018年3月には 2018年政府活動計画において商標登録に係 る期間を大幅に短縮することが盛り込まれて いる。

c. 手続料金の引下げ

2017年3月30日、SAICは「商標登録料金 基準の調整に関する公告」を発表し、2017年 4月1日から商標出願費用を50%引き下げる と発表した。公告によると、商標出願、商標 登録証書の再発行、登録商標譲渡、登録商 標更新など13項目で費用がそれぞれ50%引 き下げられた。商標出願費用はこれまでの 600元(1商標1区分、指定商品/役務が10 以下)から300元に引き下げられた。

3-1-9図 商標登録料金基準の調整に関する公告

料金項目	料金基準	
商標登録出願受理料	300元 (1区分あたり商品 10個に限定。10個以上の商品がある場合、超過部分の商品は、1個ごとに30元を追加する。)	
商標登録証再発行料	500 元	
登録商標譲渡申請受理料	500 元	
更新登録料	1, 000 元	
更新登録料の割増登録料	250 元	
商標評審受理料	750 元	
登録項目変更料	250 元	
商標登録証明書交付料	50 元	
団体商標登録出願受理料	1, 500 元	
証明商標登録出願受理料	1, 500 元	
商標異議申立料	500 元	
登録取消申請料	500 元	
商標使用許諾契約届出料	150 元	

(資料)JETRO 北京「国家商標局、商標出願費用を5割引き下げ、4月1日より」(2017年3月31日)

1

= Column 32 = -g

中国知財体制の進展

日本貿易振興機構 北京事務所

習近平国家主席は、2018 年 4 月 10 日、ボアオアジアフォーラムの年次総会での講演で、対外開放を拡大するとして、知的財産権保護の強化を含む4つの措置に言及した。その中で、国家知的財産権局の立て直しを図り、「法執行を強化し」、違法行為によるコストを大幅に引き上げることで、法律の抑止力を十分に発揮させていくとしている。

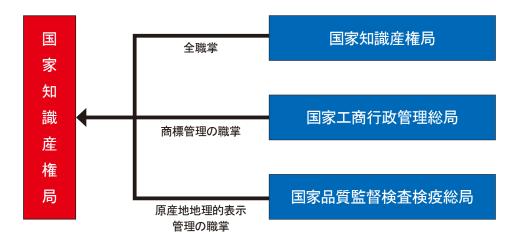
そこで、「知財関係部門の再編」と「知的財産関連裁判の改革促進」を紹介する。

1. 中国知財関係部門の再編

2018年3月、中国国務院は全国人民代表大会において、5年ぶりとなる機構改革案を発表した。機構改革案では、知的財産権の創造・保護・活用を強化することはイノベーション型国家建設のために重要な方策であるとし、また、専利と商標を別々に管理することで行政の管轄が重複している問題を解決し、知的財産権の管理体制を改善することを狙いとして国家知識産権局を再編する方針を示した。

改革案では、国家工商行政管理総局の商標管理業務、国家質量監督検験検疫総局の原産地表示の管理業務が国家知識産権局に統合されることになる。

なお、専利権、商標権に関する法執行業務は、国家知識産権局を管轄する国家市場監督管理総局が担う。



2. 知的財産関連裁判の改革促進

2017 年 11 月 20 日、習近平主席が主催した第 19 回中央改革全面的推進指導グループ第 1 回会議において「知識産権裁判分野の改革・イノベーション強化における若干の問題に関する意見」が取り纏められた。

そして、2018 年 2 月 27 日、中国共産党中央員会弁公庁及び中華人民共和国国務院弁公庁が、同意見を発表した。この中で、知的財産権保護は、イノベーション促進の基本的な手段であり、イノベーションの原動力を保証するものであり、国際競争力の主な要素であると述べられている。また、訴訟の証拠ルールの構築、知的財産権の価値を反映する権利侵害の損害賠償制度の構築、国レベルの控訴審査の仕組みの研究、北京・天津・河北の三地域をはじめ複数地域の技術系知的財産権事件の一括管轄の模索など、12 の具体的措置が掲げられた。

この「意見」が出される前から、2018 年 3 月までに、地域管轄を跨ぐ知財法廷が南京、武漢、成都、杭州、西安などの 15 か所の中級人民法院に設置された。また、2018 年 1 月には、最高人民法院から、原告の賠償請求額を全額認めた案例や商標権侵害の悪質性を認めた案例をまとめた「財産権・企業家の合法権益を保護した典型案例」が出されるなど、知財裁判分野の改革は進んでいる。この改革が更に加速することに期待したい。

5

韓国における動向

韓国では、2011年の知識財産¹基本法の施行を受けて、国家知識財産委員会が設立され、知識財産強国及び豊かな未来の実現のため、知識財産の創出・保護・活用の好循環を政策目標に掲げて、様々な取組を積極的に推進している。2017年は、国際裁判部の設置法案可決、第二次知識財産基本計画の策定、第4次産業革命時代における知的財産政策方向の公表等、韓国の知的財産制度は多くの変化があった1年であった。

本節では、我が国との関係に加え、韓国における近年の知的財産政策の動向及び韓国特許庁 (KIPO) の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

日本国特許庁(JP0)と KIP0とは、1983年に第1回日韓特許庁長官会合を開催して以降、意匠、商標、審判、機械化に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、両庁における国際審査官協議も積極的に行われており、特許・商標審査についての相互信頼の醸成を図っている。

①KIPOとの各種会合について

a. 日韓特許庁長官会合

第29回日韓特許庁長官会合は、2017年12月に韓国済州島で開催され、JP0及びKIP0における人工知能(AI)の業務適用等、第4次産業革命に対応するための取組に関する情報共有に合意した。

b. 日韓意匠専門家会合

第16回日韓意匠専門家会合は、2017年9月に韓国・ソウルで開催され、日韓双方の意匠保護制度、意匠審査実務、ロカルノ分類に基づく意匠分類の開発、ハーグ国際意匠登録出願の審査判断手法等について情報・意見交換を行った。

c. 日韓商標専門家会合

第15回日韓商標審査専門家会合は、2018年2月に韓国・ソウルにて開催され、JP0及びKIP0双方の最新の動向、商標法及び制度、

商品及び役務の分類、品質管理等について情報・意見交換が行われた。また、2016年に引き続き、地域団体商標・地理的表示(GI)リストを交換した。

d. 日韓審判専門家会合

第8回日韓審判専門家会合は、2017年7月 に東京で開催され、日本の判定制度及び韓国 の権利範囲確認審判、商標審判制度及び口頭 審理等に関する意見交換を行った。

e. 日韓機械化専門家会合

第20回日韓機械化専門家会合は、2017年7月に東京にて開催され、グローバルドシエ、機械翻訳、特許情報の交換等について議論し、引き続き協力を進めていくことに合意した。

(2)近年の知的財産政策の動向

韓国政府は、2016年末に策定された第2次知識財産基本計画(2017-2021)に基づき「第4次産業革命を先導するIP国家競争力確保」を目指した取組を行うとしている。また、2014年10月には、与野党議員と官民専門家が参加し、グローバル特許立国への飛躍を目的とする「世界特許ハブ国家」推進委員会が発足し、知的財産関連法の改正等の環境整備に取り組んでいる。

①知識財産基本法と国家知識財産基本計画

2011年7月の「知識財産基本法」の施行に

¹ 韓国では、2011年7月の「知識財産基本法施行令」の制定に合わせ、文学・芸術・デザイン・発明・特許等、全ての知的活動により創出される無形財産に関する法律用語を「知識財産」に統一している。ここでは、固有名詞及び韓国政府による発表を引用した箇所について、「知識財産」の語を使用している。

伴い、政策の立案・推進のために「国家知識 財産委員会」が設置され、2011年11月には、「第 1次国家知識財産基本計画(2012-2016)」が 議決された。この計画の終了を受けて、2016 年末に第2次知識財産基本計画(2017-2021) が策定された。この計画では、5大戦略とし て「高品質 IP 創出及び事業化の活性化」、「中 小企業の IP 競争力の向上及び保護強化」、「グ ローバル市場における IP 活動支援強化」、「デ ジタル環境下の著作権の保護及び公正利用の 活性化」、「IPの基盤強化」が掲げられ、第4 次産業革命、デジタル時代に相応する先進的 な知財権システムの構築等が重点推進課題と して挙げられている。また、知識財産委員会 内に「次世代知識財産システム特別専門委員 会」を設置し、第4次産業革命など急変する 環境に迅速な対応ができるよう、正しい制度 改善の方向性などに関する官民合同の検討シ ステムを構築するとしている。

②世界特許ハブ国家推進委員会の活動

世界特許ハブ国家推進委員会は、各省庁や関連機関と協力し、特許権保護強化のための特許法改正案を2015年2月の臨時国会に発議した。その後、本改正案の中では、証拠提出の強化、及び、計算鑑定人に説明義務を賦課に関する事項が2016年に改正を実現している。

また、2017年3月9日に、国会交渉団体である政策委員会に政策提言している。本案は、(i)知的財産ガバナンス革新(日本の「省」にあたる知財部の新設等)(ii)強い特許戦略、(iii)グローバル特許戦略(北東アジア知的財産共同体の構築等)、(iv)柔軟な特許戦略(中小企業のアイデア奪取の撲滅、ソフトウェア特許の整備等)を含むものである。

(3) KIPOの取組

KIPO は、特許、実用新案、意匠、商標、半 導体集積回路、及び営業秘密を所管する、産 業通商資源部の外局である。

①知識財産基盤の創造経済の実現戦略

韓国政府の政策三本柱の一つである「創造経済」の実現に向け、KIPOは2013年6月、「知識財産基盤の創造経済の実現戦略」を発表した。これは、知的財産を基盤とする創造経済を実現するための5か年戦略を定めたもので、「創造と挑戦を通じて国民の幸せを実現」、「知的財産と共に成長する企業」、「創意努力を尊重する創造文化社会」を目標としており、2017年から2018年にかけてもこれに基づき各種取組を実施している。

②KIPOの2018年度の業務計画

KIPO は、2018年2月、2018年業務計画を 発表した。主な内容は以下のとおりである。

a. 公共部門の質の高い雇用創出の先導

- ・審査処理期間は維持しつつ、先進国レベル の審査投入時間を確保するために、審査人 材を増員し、審査品質を大幅に向上させる (2022年までに特許審査人材を1,000人さら に確保)。
- ・発明教育センター(199 か所)での創造・ 融合型発明教育を体系的に実施するため に、発明教育専任教師を採用。

b. 知的財産サービス業の集中教育

- ・公共部門が主導してきた知的財産サービス を民間に大幅に開放し、公共機関は調査会 社に対する評価・管理・教育などを担当。
- ・付加価値の高い知的財産データを、 KIPRIS-PLUS¹を通して拡大・開放すること で、知的財産サービス企業がSMART3²の開 放データを活用し、新規・応用ビジネスを 立ち上げることができるよう支援。
- ・大学生、R&D 退職人材などを対象に採用連 係知的財産教育を実施し、就業率を大幅に 引き上げるよう支援。

¹ 特許庁が保有している国内外の産業財産権情報をOpen API 及びバルクデータ方式で加工し、大容量のデータを提供する知的財産情報活用サービス

² 韓国・米国・欧州の登録特許を低価で迅速に評価できるオンライン特許分析評価システム

- ・IP 直接投資ファンドなどの IP サービス業 への投資ファンドを造成 (1,000 億ウォン) して民間中心に IP 投資を強化し、知的財 産の収益化・事業化を促進する特許管理 専門会社 (NPE) の育成を積極的に支援。
- ・特許技術取引、事業化促進及び中小企業に おける特許費用の負担軽減に向けた知的財 産分野の税制改善も継続的に推進。

c. 雇用創出を妨げる規制撤廃

- ・民間調査会社の参加を拡大し、品質競争体 系を強化するために商標・デザイン調査専 門機関登録制の導入を推進。
- ・AI・IoT など、第4次産業革命分野の特許・ デザインに対する優先審査を実施し、韓国 企業による知的財産の先取りを支援。
- ・特許が無効となった場合、すでに納付した 特許登録料を全額返すように法改正を行 い、審査品質に対する責任行政を実現。
- ・知的財産ベースの中小・ベンチャー企業が 長期にわたり、特許権を維持しつつ事業化 につなげるよう、特許手数料を大幅に減免 (年金登録料を1-3年目は70%、4-20年目は 50%減免することを2018年4月に実施。また、 出願料及び最初登録料の年間納付総額の 一部を返し、手数料納付時に使う「特許成 長リワード」制度も導入)。

d. IPベースの起業活性化支援

- ・アイデア・知的財産ベースの起業を促進し、 スタートアップへの知的財産支援体系を活 性化させることで、スタートアップの生存率 を上げ、安定的な成長を後押し。
- ・スタートアップが流動性危機に直面する 3-5年目に、企業の将来価値に基づいて資 金を調達できるよう IP 金融を強化し、IP 金 融の対象を、従来の特許権中心から商標・ デザイン権へと拡大。

e. 中小・ベンチャー企業のIP能力強化

・中小・ベンチャー企業が特許セーフティネットを確保できるように、知的財産常時対応 体系構築を支援。 ・中小企業向け知的財産サービスを提供する ことで、付加価値の高い知的財産を創出し、 事業化を促進。

f. 経済的弱者のIP保護強化

- ・中小・ベンチャー企業の技術奪取を撲滅させるために、強力な執行を行うと同時に救済手段を導入して問題を是正し、公正経済を実現。
- 知的財産侵害に対する損害賠償制度を改善 し、知的財産保護の実効性を大幅に高める。
- ・女性・経済的弱者などが感じる知的財産面 での相対的格差を減らす。

③制度改正の動向

2017年の韓国の知的財産制度改正の主な動向として、以下が挙げられる。

a. 特許法一部改正(2017年3月1日施行)

- ・審査請求期間の短縮(第59条第2項) 早期の権利決定に向け、5年から3年に短縮。国際出願日又は韓国出願日が2017年3月 1日以降の出願に適用。
- 特許取消申請制度の新設(第132条の2から5)

特許権の登録公告日から6か月以内の期間に何人も申請可能。申請理由は、新規性、進歩性、先願、拡大先願に限定(審査で引用された先行技術文献のみに基づく申請は不可)。2017年の特許取消申請件数は108件。2017年3月1日以降に設定登録された特許に適用。

・特許決定後の職権再審査制度(第66条の3) 特許決定後に明らかな拒絶理由を発見した 場合、職権で特許決定を取り消し、その特許 出願を再審査することができる。2017年3月 1日以降に特許決定された特許出願に適用。

b. デザイン保護法一部改正(2017年9月22 日施行)

新規性喪失の例外規定(グレースピリオド)
の拡大(第36条)デザインが公知になった
日から6か月→12か月に拡大。新規性喪失

の例外を主張できる時期を拒絶理由通知に 対する意見書提出時までから、デザイン登 録可否決定前までに変更。2017年9月22 日以降に出願されたデザイン出願に適用。

- ・WIPO が提供する優先権書類のデジタルアクセスサービス (DAS) への対応 (第51条) ただし、DAS を利用したデザインの優先権書類の電子的交換はまだ開始されていない。
- c. 商標法一部改正(2017年9月22日施行)
- ・偽証・虚偽表示・詐欺行為に対する罰金額の増額(第232-234条)

偽 証 罪 (第 232 条) は 1,000 万 ウォン → 5,000 万ウォン。虚偽表示在(233 条)は 2,000 万ウォン→ 3,000 万ウォン。 詐欺行為罪 (234 条) は 2,000 万ウォン→ 3,000 万ウォン。

- d. 不正競争防止及び営業秘密保護に関す る法律の一部改正(2017年7月26日施行)
- ・行政庁の調査・検査対象となる不正競争行 為の範囲に、他人が製作した商品の形態を 模倣した商品を譲渡・貸与・展示する行 為などを追加。

韓国における外国語による知財訴訟について

日本貿易振興機構 ソウル事務所

日本の知財高裁に相当する韓国の特許法院では、全体の 1/3 の事件について外国人が関与することから、国会議員や行政、学界、産業界などから構成される IP Hub Court 推進委員会において、韓国の知財裁判所を国際知財訴訟における中核裁判所(ハブコート)にする議論がなされてきた。

2017年6月に、特許法院にて英語模擬裁判が公開されたが、その後半年も経たない2017年11月24日に、知財訴訟を担当する裁判所が国際事件を専門に取り扱い、外国語での弁論及び証拠提出が可能となる「国際裁判部」を設置する法院組織法の改正法案が国会を通過した。

通常は韓国語で行う弁論及び証拠提出を外国語でも可能とする本法案は、外国人に有利な改正であることから、国会通過は難しいのではないかとも言われていたため、実際に法案が通過したことに驚いた関係者もいたようだ。この法院組織法は 2018 年 6 月 13 日に施行され、特許法院などに国際裁判部が設置される見通しである。

国際裁判部の運営に必要な詳細については大法院規則で定められることになるが、2018 年 4 月 23 日にテジョンで開催された「特許法院開院 20 周年記念国際シンポジウム」において、特許法院側より、許容される外国語は当面は英語とし、今後国際裁判の定着と事件数とを考慮して日本語や中国語など他の外国語に拡大予定であることが示された。また、国際裁判部で事件を扱うためには両当事者の同意が必要とのことである。

今年は韓国の知財訴訟が大きく変わる年になりそうだ。



<韓国特許法院(テジョン)>

6

台湾における動向

台湾では、喫緊の課題とされていた一次審査未着手件数の削減を進める一方で、発明専利加速審査作業方案(AEP)や、内外ユーザーの要望を反映した専利法及び商標法の大規模改正、我が国や米国、韓国との間で特許審査ハイウェイを実施するなど、知的財産制度の利便性向上にも注力している。

本節では、我が国との関係に加え、台湾における近年の知的財産政策の動向及び台湾智慧財産局(TIPO)の取組について紹介する。

(1)我が国との関係

我が国と台湾は経済的な関係が強く、日本 から台湾への特許出願件数についても、2017 年には12,497件と、日本から海外への出願で は五大特許庁に次ぐ規模となっている。また、 台湾における国籍別出願件数を見ると、外国 籍では、日本からの出願が最も多い(台湾が 同年に受理した特許出願総件数 46,122 件の 27.1%に相当)。このような状況下、2012年4 月には、(公財)交流協会(現:日本台湾交流 協会)と亜東関係協会(現:台湾日本関係協 会) との間で、民間覚書が署名されたことを 受け、2012年5月より日台特許審査ハイウェ イ (PPH) 試行プログラムを開始した。また、 同じく同協会間での民間覚書の署名を受け、 2013年12月より日台間で特許・実用新案登 録出願に関する優先権書類の電子的交換が、 2015年6月18日より特許手続における微生 物寄託の相互承認が、それぞれ開始されてい る1

(2) 両岸関係

2010年に発効した「海峡両岸知的財産権保護協力協議」において専利・商標の優先権の相互承認、知的財産諸問題の協議処理メカニズムの構築、業務交流等を行っている。

そのほか、2017年12月に、第12回両岸商標フォーラムが開催され、台湾側からは海峡両岸商務協調会や民間企業等、中国側からは工商総局、中華商標協会及びその会員等、学術界、政府機関及び産業界から多数が参加し

た。また、2017年9月には、第10回両岸専利フォーラムが開催され、TIP0の鮑副局長、中国国家知識産権局(SIP0)の専利局の徐聰副局長をはじめ、両岸の産学官各界から200名以上が出席する中、「特許品質の改善」、「特許代理と特許価値の向上」、「特許関連裁判事例」、「特許の運営と貨幣化」、「知的財産権保護」などについて意見交換が行われた。

(3)近年の知的財産政策の動向

台湾では、2002年のWTO加盟及び「知的 財産権の保護貫徹行動計画」策定、2004年 11月の保護智慧財産権警察大隊(2014年1 月に刑事警察大隊に組織変更)の発足、2008 年7月の智慧財産法院の設立等、知的財産の 保護が着実に強化されている。以下、主要な 知的財産政策について紹介する。

①知的財産権の保護貫徹行動計画

台湾行政院は、知的財産権の保護政策の 実施を目的として、2002年より「知的財産権 の保護貫徹行動計画」を3年ごとに策定して いる。現在は、2018年に策定された「知的財 産権の保護貫徹行動計画(2018-2020)」に基 づき、企業の研究開発イノベーション力の向 上、国内環境と国際規範に適合した知的財産 権法制度の確立、有効な模倣品・海賊版の 取り締り、及び営業秘密保護体制の強化、水 際措置の実施等を目標に掲げ、具体的な取組 を計画、実施している。

¹ 日本国特許庁としては、日本台湾交流協会に対して我が国国内法令の範囲内でできるかぎりの支持と協力を与えるとの立場から日台 PPH 試行プログラム、日台特許等優先権書類電子的交換及び特許手続上の微生物寄託分野における相互承認を実施。

②国家知的財産戦略綱領

2012年10月、台湾行政院において「国家知的財産戦略綱領」が策定された。同綱領では、知的財産権の保護と流通を実施するとともに、国家知財能力を整合して産業競争力を向上させる6大戦略として、(i)高付加価値化された専利の運用創造、(ii)文化コンテンツ利用の強化、(iii)卓越した農業価値の創造、(iv)学界における知的財産流通の活性化、(v)知的財産権の流通及び保護体制の実施、(vi)質、量共に充分な知的財産実務人材の育成、を打ち出している。

(4) TIPOの取組

TIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、半導体集積回路及び営業秘密を所管する、台湾経済部の外局である。

①清理専利積案計画(専利滞貨クリーン アップ計画)

TIPOでは、一次審査通知までの期間の増加が大きな問題となっており、台湾行政院において承認された「清理専利積案計画(専利滞貨クリーンアップ計画)」に従って、一次審査未着手件数の解消をするために、任期付審査官の採用、検索外注機関である(財)専利検索中心の設立(2012年5月)等の取組を実施している。この結果、一次審査未着手件数は2012年以降減少に転じ、2012年には15万件以上あった同件数は、2017年末には、44,002件となり、急速に減少している。また、審査

終結期間は、ピーク時であった 2012 年の 46 月から毎年着実に短縮し、2017 年には 15.5 月となっている。

②早期権利付与に向けた取組

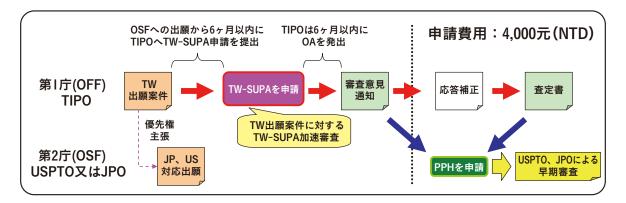
TIPOでは、2009年に開始した「発明専利加速審査作業方案 (AEP)」に基づき、「加速審査」と呼ばれる早期審査を実施している。この制度では、出願人の請求から原則として6か月又は9か月以内に審査結果の通知書を発行する制度となっている。

また、PPH については、2011 年 9 月に台米 PPH 試行プログラムを開始し、2013 年には正 式に施行された。我が国との間でも、2012 年 5 月より日台 PPH 試行プログラムを開始してお り、2014 年 5 月には更に 3 年間の試行延長及 び PPH MOTTAINAI の導入を行った。2017 年 5 月には更に 3 年間の試行延長を

さらに、2012年3月より、「TW-SUPA(TW-Support Using the PPH Agreement)方案」を実施している。これは、TIPO(第一庁)に出願後、同一発明をPPH実施庁(第二庁)に出願した場合に、同方案を利用することによって、TIPOにおいて審査結果を6か月以内に得ることができる。台湾における審査期間が大幅に短縮されるとともに、その後、第二庁においてPPHを利用することによって、権利を迅速に取得することが可能となった。

なお、2016年4月1日から、特許出願における AEP、PPH、TW-SUPA の早期審査申請時の早期公開要件は不要となった。

3-1-10図 TW-SUPA の概要



③制度改正の動向

2011年にユーザーの要望を多く取り込んだ 専利法改正(2013年1月1日施行)及び商標 法改正(2012年7月1日施行)が行われ、数 年ぶりの大規模改正となった。2013年1月に は営業秘密法が、2014年5月には智慧財産案 件審理法及び智慧財産法院組織法が改正さ れ、営業秘密の保護が強化された。2015年に は専利師法改正(2016年1月1日施行)が行 われ、専利師の受託できる業務範囲や職前訓 練等、実務的事項が改正された。また、2016 年の専利法施行細則改正(2016年3月9日施

行)では公告延期制度が拡充された。さらに、 TPP 対応改正法案として議論されていたグ レースピリオドの要件緩和については、TPP 対応に先駆け、議員提出法案として審議され、 2017年5月1日に施行された。

ア) 2017年5月1日施行(グレースピリオド の要件緩和)

- ・グレースピリオドを12か月に延長。
- 公開様態の制限を撤廃。
- 出願時の主張義務を撤廃。

K

台湾当局の技術流出防止の取組

日本台湾交流協会 台北事務所

○技術流出の深刻化

半導体やディスプレイの製造等において、非常に高度な技術力や製造ノウハウを持つ台湾企業は多い。技術力の向上により、台湾域外への人材の流出やそれに伴う技術流出も多く発生しており、2009 年には台湾を代表する半導体製造業者の研究開発部長が韓国企業に転職したことによる営業秘密侵害訴訟が大きな社会問題となった。台湾が優位性を持つ半導体やディスプレイ等のライバル企業の製造・開発拠点はアジアに多くあるため、特にアジア圏への技術流出を懸念する声が高まっている。高度な技術やノウハウを持った人材は非常に高額の報酬で迎え入れられることに加え、台湾では転職によるキャリアアップが一般的であることや、アジア圏に対して距離的・言語的・文化的な障壁が低いこともその要因として挙げられる。

さらに、周辺諸国のハイテク企業への税優遇措置や規制緩和が進むなど、技術の引き込みや優秀な技術者の確保の競争が激化している。

台湾当局はこのような状況に危機感を強め、技術流出を防止し、適切な競争ができる環境を整備するための制度面での対策を進めている。

○台湾当局の取組

2013 年、台湾の特許庁に相当する智慧財産局は営業秘密法を改正し、営業秘密の漏洩に対して刑事罰を導入し保護の強化を図っている(5 年以下の懲役又は 1 千万元以下の罰金)。またこの改正では、台湾域外への流出に対してはより重い罪を課することができる規定も導入した(10 年以下又は 5 千万元以下の罰金)。

さらに、2018 年 4 月現在、営業秘密法に「秘密保持令」を導入する法改正が提案されている。これは、営業秘密関連事件の捜査において、検察官が捜査協力者に秘密保持義務を負わせるものであり、捜査の過程で営業秘密が第三者に知られてしまう二次漏洩を防ぐとともに、捜査を迅速に進めることを狙いとするものである。

営業秘密法に刑事罰が導入されたものの、実際に刑事事件として争われた件数は、導入後約4年で62件である。さらに有罪となったものは7件にとどまり決して多くはない。その要因として、営業秘密関連事件の捜査では、情報の機密性が高いことから広範囲に取り調べができないなど制限が多く、犯罪の立証が困難であることが指摘されている。

今後、秘密保持令が導入されるのか、また、刑事罰の活用状況や司法の現場での判断の方向性に変化が生じるのか注目されている。

25

組

7

ASEANにおける動向

ASEAN 諸国の知的財産制度の整備状況は、知的財産制度が整い、先進的な取組を行う国から、知的財産制度の発展が初期段階の国まで様々である。そのような中、ASEAN 諸国は、投資環境を整備するため、審査の迅速化や模倣品対策等の知的財産制度の整備・強化に向けて積極的に取組を行っている。

本節では、我が国との関係に加え、近年の知的財産政策の動向、ASEAN 各国の取組を紹介する。

(1)我が国との関係

①我が国とASEANの取組

我が国と ASEAN 諸国の関係では、ASEAN 知 的財産協力作業部会(AWGIPC)を通じ、知的 財産分野における協力の在り方を議論してき た。2012年2月に第1回日ASEAN特許庁長官 会合が東京で開催され、ASEAN 諸国の経済成 長のための知的財産保護強化及びそれを実現 するための日本の協力を確認した「東京知財 声明」が採択された。さらに、同年7月には、 第2回日 ASEAN 特許庁長官会合がシンガポー ルにて開催され、日本国特許庁と ASEAN 諸国 の知的財産庁との間で知的財産に関する協力 覚書を取り交わした。同覚書では、国際条約 への加盟の遅れ、不十分な審査能力、域内各 国の保護レベル格差といった ASEAN 諸国が抱 える課題に対応するため、また、進出する日 系企業の円滑な事業活動・知的財産活用の ため、具体的なアクションプラン(行動計画) を設けることとなった。

同年以降、日 ASEAN 特許庁長官会合において、我が国の ASEAN 諸国への知的財産協力を毎年レビューし、アクションプランを策定している。

2017年5月には、第7回日ASEAN特許庁長官会合を金沢で開催し、同地域における特許審査基準の策定・改訂に向けた協力、国際条約加盟及び運用の支援、審査官育成・審査業務管理に関する知見の共有、知的財産の商業化・エンフォースメント強化に関する支援を含む「日ASEAN知的財産権行動計画2017-2018」に合意した。また、ASEANの設立50周年を迎え、中長期の日ASEAN知財協力の方向性を議論し、「日ASEAN知財共同声明」を採択した。

また、2017年11月の日ASEAN首脳会議では、 これまでの日ASEAN特許庁長官会合を通じた 知財協力の成果を賞賛する議長声明が採択さ れた。

②我が国との二国間での取組

我が国は様々な場面でASEAN 各国との知的 財産庁トップ同士の対話を継続している。

a. ブルネイ

ブルネイ知的財産庁長官と日本国特許庁長官が2017年5月に会談し、新たな特許審査協力やマドプロの運用支援について議論した。また、2017年8月、ブルネイ首相府副大臣とブルネイ駐箚特命全権大使の陪席のもと、ブルネイ知的財産庁長官と日本国特許技監は、新たな特許審査協力(PPHプラス)の開始の合意に関するセレモニーを開催した。

b. カンボジア

2017年5月の日ASEAN特許庁長官会合の際に、カンボジア商業省副大臣と日本国特許庁長官が会談し、特許の付与円滑化に関する協力(CPG)や審査官向け研修の支援についてさらに協力を進めることを合意した。

c. インドネシア

2018年2月のWIPOハイレベルフォーラムの際に、インドネシア知的財産総局長と日本国特許庁長官が会談し、インドネシアへの審査官の中長期派遣、インドネシアの法改正、IT化や審査官向け研修支援について議論した。

d. ラオス

ラオス知的財産局長と日本国特許庁長官は 2017年5月の日 ASEAN 特許庁長官会合におい て、特許の付与円滑化に関する協力 (CPG) や特許審査基準の策定に関するさらなる支援 について合意した。

e. マレーシア

マレーシア国内商業・協同組合・消費者省、 ザイヌディン大臣が2017年10月に日本国特 許技監を訪問し、更なる知財活用について意 見交換を行った。

また、2017年5月の日ASEAN特許庁長官会合の際には、マレーシア知的財産公社長官と日本国特許庁長官が、PPHの期間延長や医薬品分野の審査官派遣について議論した。

f. ミャンマー

2017年5月、ミャンマー教育省研究革新局長と日本国特許庁長官が会談し、日ミャンマー知財協力の覚書に署名した。また、2018年1月にミャンマー教育省大臣、研究革新局長と日本国特許庁審査第三部長がミャンマーで会談し、知財庁設立に向けた支援について議論した。

g. フィリピン

2017年5月の日ASEAN特許庁長官会合の際に、フィリピン知的財産庁長官と日本国特許庁長官が会談し、審査基準策定や審査官向け研修に関するさらなる支援について合意した。

h. シンガポール

シンガポール知的財産庁長官と日本国特許 庁長官は、2017年5月の日ASEAN 特許庁長官 会合の際に会談し、第4次産業革命やイノ ベーション促進に関する両庁の施策について 意見交換を行った。また、2017年8月に日本 国特許技監がシンガポールを訪問し、シンガ ポール知的財産庁長官と、日本企業との交流 の促進や知財人材育成のための協力について 合意した。

i. タイ

2017年5月の日ASEAN 特許庁長官会合の際に、タイ知的財産局長と日本国特許庁長官が会談し、審査待ち案件への対応や新人審査官向け研修について意見交換を行った。また、2017年8月に、タイ知的財産局長と日本国特許技監がシンガポールにて会談し、バンコクで開催する知財セミナーへの協力やマドプロ審査実務の支援について合意した。

i. ベトナム

ベトナム国家知的財産庁副長官と日本国特許技監は、2017年5月に会談し、ハーグ協定加入に向けた支援や審査官向け研修の支援について議論した。また、2018年2月のWIPOハイレベルフォーラムの際に、ベトナム国家知的財産庁長官と日本国特許庁長官が会談し、審査の迅速化や品質向上に向けた改訂版MOCに署名した。

加えて、2017年はミャンマーの知的財産庁 設立のために1名、シンガポールの特許審査 品質向上のために1名、インドネシアの法整 備のために1名が駐在し、各国の状況や需要 に応じた支援を継続してきた。今後もタイ、 インドネシア、マレーシア、フィリピンに特 許審査官を派遣し、審査実務指導を実施する ことを予定している。

(2)近年の知的財産政策の動向

ASEANは、2015年11月の第27回ASEANサミットにおいて、知的財産庁の強化と知的財産インフラの整備、地域的知的財産プラットフォームとインフラの整備、ASEAN知的財産エコシステムの拡大、資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化を目標とした「ASEAN知的財産権アクションプラン(2016-2025)」を採択した。

また、ASEAN 諸国では、各国での特許審査の 迅速化のため、ASEAN特許審査協力(ASPEC: ASEAN Patent Examination Cooperation) プログラム を 2009 年 6 月より開始している。これは、出 願人が、ASEAN 諸国内の複数の特許庁に対し

同一の特許出願を行った場合、早期に審査を 終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許 庁に審査の参考資料として提出することを可 能とするものである。これにより審査の質の 向上や審査期間の短縮といった効果が期待さ れている1。

Thailand

Singapore

Philippines

Brunei

ASPEC

(ASEAN Patent

Examination Cooperation)

Cambodia

Indonesia

ASEAN 知的財産権アクションプラン 2016-2025 及び ASPEC プログラムの概要

知財庁の強化とASEAN地域におけるIPインフラの整備による、より堅牢なASEAN知財制度の整備

具体的な取組み例)

- ✓ ワークロードと重複的な活動の軽減のためのワークシェアリングの拡大
- ✓ 特許及び意匠審査マニュアルの更新・作成

複数の地域的知財プラットフォームとインフラの整備

具体的な取組み例)

- ✓ 技術移転オフィスや電子特許図書館を含む、総合知財サービスの新しいネットワークの開発
- ✓ ASEAN知財ポータルの運用体制の一元化と改善

ASEAN知財エコシステムの拡大

具体的な取組み例)

✓ ASEAN知財ネットワーク(知財、司法、税関及びその他の執行機関)の設立

資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化

具体的な取組み例)

✓ 中小企業及びクリエイティブ産業への支援整備を含め、知財の保護と活用を促進するための知財に対する意識と敬意の向上

(資料)特許庁作成

つの観点で戦略目標を分類

他の特許庁による審査への拘束力を持つものではない。また、早期審査の要素は定められていない。2018年2月時点で316件の 利用がされている







ASEAN の知財インフラ整備に向けた取組

日本貿易振興機構 シンガポール事務所

ASEAN を構成する10か国の知的財産庁(ミャンマーは設立準備中)は、経済や知的財産制度の発展度合いの違いから、それぞれ異なる課題を有している。JPO は以下の例に見られるように、各国の課題に応じ、法令や基準の策定、運用の改善や審査の迅速化、人材育成などのあらゆる面において支援を行い、我が国企業が安心して事業を展開できるよう、ASEAN 全体の知財インフラ整備を推進している。

○フィリピンの特許審査基準策定支援

ASEAN をリードする知的財産庁としての存在感を高めつつあるフィリピン知的財産庁に対し、JPO は 2017 年、特許審査基準の専門家を 2 度にわたり派遣し、特許審査基準策定の支援を行った。これらの支援は、基準策定を担当する特許審査官との対面協議を中心に行われ、彼らが実務において抱える悩みを詳しく把握することができた。

ASEAN が目標として掲げる共通特許審査基準は、各国の特許制度や運用が大きく異なる中、その作成に困難が生じることが予想されるが、ASEAN 各国からは、高度な専門性を有し、きめ細やかな支援を実現できる JPO が果たす役割に大きな期待が寄せられている。



対面協議の様子

○タイでの人材育成協力

ASEAN 諸国の中で最も日系企業の進出が多く(5,444 社)、日本からの特許出願も年間3,000 件を超えるタイの知的財産局の最も大きな課題は、出願から権利化まで平均10年以上かかる特許審査の遅延であった。近年、タイ知的財産局は問題の解決に向けて、特許審査官の採用(2016年に19名、2017年に33名)や電子化の推進など、様々な施策を講じている。

昨今の課題は、採用した新人審査官の育成に移っており、JPOは2016年以降、積極的な研修協力を行ってきた。2018年2月には、フォローアップ研修と題し、新人審査官52名全員に対して、応用編の研修を実施した。このよ



フォローアップ研修(2018年2月)の様子

うに、人材育成の肝である「鉄は熱いうちに打て」、そして「継続は力なり」を着実に実行している。

タイ知的財産局は 2018 年 4 月、更に 18 名の特許審査官を採用しており、彼らに対しても JPO が研修を実施する予定である。こうした研修の結果、すでに 2017 年には、タイ知的財産局が行った特許審査処理件数は前年の 2 倍近くとなっており、審査遅延解消に向けて成果が出始めている。総勢 100 名近くの JPO の研修を受けた特許審査官たちが、これからのタイの特許制度を支えることで、大幅な権利化期間の短縮が期待される。

^{1 2017} 年 5 月 JETRO バンコク事務所調べ

1

インドにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、インドにおける近年の知的財産政策の動向及びインド特 許意匠商標総局の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

インドは、BRICs の一角として、近年、急 速に経済成長しており、我が国からの企業進 出も拡大している。2011年8月には、両国間 の経済関係強化のために、日インド包括的経 済連携協定(JICEPA)が締結された。また、 両国はともに、2012年11月に交渉が立ち上げ られた東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) にも参加している。

知的財産分野においても、インド特許意匠 商標総局における審査官増員等の取組を支援 するため、日本国特許庁は様々な協力を行っ ている。2015年6月には、日本国特許庁とイ ンド商工省産業政策・振興局(DIPP)との間 で産業財産分野における協力覚書を締結し

た。2016年度には、研修講師として特許審査 官を延べ12名派遣し、同年に大量採用され た約 460 名のうちほぼ全ての新人審査官に対 して基礎的な特許審査実務に関する指導を行 うとともに、2017年度には、特許審査官を延 べ5名派遣し、2年目を迎えた新人審査官に 対してフォローアップ研修を行った。また、 2017年9月には、第1回日印知的財産次官級 会合をインドにて開催し、特許審査ハイウェ イ (PPH) 導入やインドにおける早期審査の 利用条件拡大等を目的として意見交換を行っ た²。同会合において PPH 導入可能性を検討 する作業グループの設立に合意し、両国間で は引き続き、PPH導入に向けた議論・検討が 続けられている。



インドの新人審査官研修の様子





http://www.meti.go.jp/press/2015/06/20150630002/20150630002.pdf

http://www.meti.go.jp/press/2017/09/20170904003/20170904003.html

(2)近年の知的財産政策の動向

インド政府は、2014年9月、インドにおける製造業を振興する"Make in India"イニシアチブを打ち出し、知的財産権の保護を含む投資環境整備を推進してきた。2015年8月には、"Start-up India"構想を公表し、2016年5月に導入された早期審査制度の対象にスタートアップ企業を含めるなど、スタートアップ企業を含めるなど、スタートアップ企業に対する知財面での支援も行っている。また、2016年5月に発表された国家知的財産権政策では、特許・意匠・商標の登録及び異議申立ての処理期限の設定と厳守、知的財産権推進管理部(CIPAM)の創設、商事裁判所を通じた知財紛争の解決等、知的財産の創造を奨励し、その活用を推奨するための知的財産制度整備の方針が示されている。

2017 年度には、国家知的財産権政策に基づいて、2020 年度末までの知的財産の普及啓発プログラムを公表し、教育機関・産業界に対して約4,000 のセミナー等を実施予定であることを明らかにしている。2018 年1 月には、CIPAM 主導の下、若い世代におけるイノベーションと創造性の文化を促進することを目的として、大学生向け知財コンテスト(IPrism)が開催された。

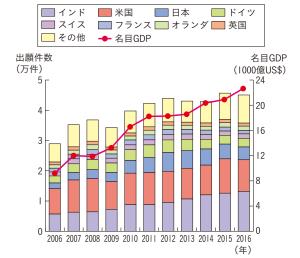
(3)インド特許意匠商標総局の取組

インドでは、近年の経済成長に合わせて、 特許出願件数も急速に増加しており、審査順 番待ち件数の増大が課題となっている。イン ド特許意匠商標総局は、2019年までにFA (First Action)期間を18か月まで短縮する ことを目標としており、2016年度に約460名 の新人審査官を一括採用するなど、審査処理 促進に向けた取組を進めている。なお、商標 については、2017年3月までにFAを1か月ま で短縮することを目標としていたところ、100 名の商標契約審査官の採用等によりその目標 はすでに達成済であるが、その一方で、異議 申立件数が増大していることが新たな課題と なっている。

また、インド商工会議所からは、ここ数年インド政府に建議書を提出しており、知的財産関連の要望等については、インド知的財産研究会(インド IPG)が作成しているところ、2017年6月には、要望の一つとして提出されていた、コンピュータ関連発明のガイドラインが改訂され、一定の成果が見いだされている。

3-1-12図

インドにおける特許出願件数と名目 GDP の推移



(備考)国別内訳は下記資料の定義に従っている。 (出典)出願件数:WIPO統計、名目GDP:世界銀行

= Column 36 - g

日系企業初のインド特許審査官向け技術説明会を開催

日本貿易振興機構 ニューデリー事務所

2017 年 12 月、インド知的財産研究会 (IPG) はインド特許意匠商標総局 (CGPDTM) デリー支局の審査管理官及び特許審査官、計 93 名を対象に、自動車関連の最新技術に関する技術説明会をニューデリーで開催した。本説明会にはインドで事業展開する日本の自動車関連会社 5 社の知財担当者が登壇し、二輪、四輪自動車の車体構造に加え、環境関連技術として、電気自動車、ハイブリッド自動車や燃料電池自動車等の各システムの詳細や特徴技術を説明するとともに、自動運転等の近年注目されている技術についても動画を交えつつ解説を行った。日系企業による CGPDTM への技術説明会は今回が初めてとなり、特許審査の際の発明内容の理解及び先行技術の発見が早まることが期待され、特許出願の迅速な処理が期待される。

○インド側からも技術説明会の開催要請

本説明会には CGPDTM デリー支局長の K・S・カルダム氏も出席し、「今回のような説明会を定期的に開催することは全ての審査官にとって重要である。今回はデリーで開催されたが、同様の説明会をデリー以外の 3 つの特許局 (コルカタ、ムンバイ、チェンナイ)でも開催して欲しい。また自動車関連技術以外の説明会の開催も期待している。」と語った。

技術説明会を通じて、日本の自動車業界と CGPDTM との交流の契機となることが期待されるとともに、今後は継続的な取組として、様々な技術分野の説明会を各特許局で開催することにより、日本産業界と CGPDTM との交流が進展することにも期待が寄せられている。



9

ロシアにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ロシアにおける近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁(Rospatent)の各種取組について紹介する。

(1)我が国との関係

日本国特許庁は、ロシア特許庁 (Rospatent) との間で2009年5月から特許審査ハイウェイ (PPH)の試行、2010年3月から国際審査官協 議をそれぞれ開始している。2016年12月には、 産業財産分野における協力深化を目的とする 協力覚書に署名した。

2017年10月には、第21回ロシア特許庁年 次総会に日本国特許庁から職員2名を派遣し、 特許庁の取組について講演を行った。さらに、 同年12月には、先行技術文献検索外注の導 入を検討するロシア特許庁の要請を受けて、 専門家2名をロシア特許庁から受け入れた。

(2)近年の知的財産政策の動向及びロシア 特許庁の取組

ロシアは、2011年12月に世界貿易機関(WTO) 加盟が承認され、2012年8月に正式な加盟国 となった。知的財産分野では、特許出願料を 含む知的財産権関係料金について、居住者、 非居住者の区分を撤廃し、統一料金を設けた。

2008年1月、特許法を始めとする多くの知的財産関連法が民法典第四部¹に一本化され、2014年10月には、実用新案の実体審査の導

入、世界公知の採用、及び意匠登録請求の範囲の提出の廃止等を含む民法典第四部の改正 法が施行された。

2013年7月には、知的財産裁判所が稼働を 開始した。知的財産関連訴訟を審議する特別 商事裁判所として、第1審及び破毀審(第3審) としての役割を果たしている。

また、2016年2月、ロシア特許庁と欧州特許庁は、2年間を期限として、サーチツール開発などITの情報共有、データ交換、専門家のトレーニング、ユーザー普及啓発活動、特許分類等の内容を含む協力プランに合意した。

さらに、2017 年 4 月、プーチン大統領は「意 匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネー ブ 改 正 協 定 (Geneva Act of the Hague Agreement Concerning the Interenational Registration of Industrial Designs)」の批 准に関する法律に署名し、同年 11 月、ロシア 政府は、ハーグ協定のジュネーブ (1999 年) 改正協定の加盟書を WIPO 事務局長に寄託し た。これにより、ロシアは 1999 年改正協定の 53 番目の加盟国、及びハーグ制度の 67 番目 の加盟国となった。





¹ 民法典第四部和訳: http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/russia/minpou_no4.pdf 民法典第四部英訳: http://www.rupto.ru/content/uploadfiles/Givil_Code.pdf

中南米における動向

(1) ブラジル

①我が国との関係

我が国との関係においては、2010年4月に、 日本国特許庁とブラジル産業財産庁が知的財 産分野における協力覚書に署名し、この協力 覚書に基づき、人材育成分野等での協力を進 めている。国際審査官協議を2012年から開 始しており、これまでに日本国特許庁の特許 審査官延べ4名をブラジル産業財産庁へ派遣 し、ブラジル産業財産庁から延べ2名の特許 審査官を受け入れた。また、2016年10月には、 日本国特許庁は日本貿易振興機構 (JETRO) サンパウロ事務所に知財専門家を派遣し、ブ ラジルをはじめとした南米各国との連携を強 化している。なお、2017年8月に知的財産分 野における協力覚書を改定し、ブラジル産業 財産庁との協力関係を拡大しており、同年12 月には、先行技術文献調査外注の導入を検討 するブラジル産業財産庁の要請を受けて、専 門家2名をブラジルへ派遣している。

また、2009年より、我が国とブラジルの間 の官民による情報交換及びビジネス環境の改 善、両国の貿易・投資の促進を目的とした日 伯貿易投資促進合同委員会が年1回の頻度で 開催されており、知的財産分野においても協 議が行われている。その後、これに産業協力 をテーマに加えた日伯貿易投資促進・産業協 力合同委員会 ¹ として開催することとし、2016 年10月の同会合では、特許審査のワークシェ アリングについて検討するワーキンググルー プの新設についての覚書を署名した。その後、 2016年11月及び2017年2月に同ワーキング グループで引き続き議論がなされた結果、特 許審査ハイウェイ (PPH) 開始の合意に至り、 特許審査ハイウェイ (PPH) の試行を 2017 年 4月1日より開始している。ただし、ブラジル 産業財産庁が受け付ける特許審査ハイウェイ

(PPH) 申請には、「対象となる技術分野」及び 「一出願人あたりの申請可能件数」に制限があ り、特許審査ハイウェイ (PPH) の「対象とな る技術分野」の拡大を目的として、実務者に よる意見交換を行う等、交渉を続けている。

②近年の知的財産政策の動向及びブラジル 産業財産庁の取組

ブラジルでは、特許審査着手が出願日順に 行われるが、一次審査通知までの期間が平均 7年²(2016年時点)と、審査の遅延が課題と なっており、ブラジル産業財産庁は、審査遅 延解消のために特許・商標・意匠の処理件 数について成果目標を定めた年間行動計画を 2017年4月から初めて策定し、2018年1月に 発表された年間行動計画では、今年やり残し てはならない事項として、特許審査遅延の削 減、マドリッド協定議定書の加盟準備、不動 産コストの削減の3つを挙げている。

ブラジル産業財産庁は、審査遅延を削減す るために、2012年時点で240名であった特許 審査官を、2018年1月時点で343名まで増員 するとともに、2016年1月からは、米国との 間で特許審査ハイウェイ(PPH)の試行を開始 し、前記したように日本国特許庁との間でも 2017年4月から開始している。また、2017年 12月に欧州特許庁 (EPO) と特許審査ハイウェ イ (PPH) を試行開始するとともに、2018年2 月に中国国家知識産権局(SIPO)と特許審査 ハイウェイ (PPH) を試行開始し、特許審査 ハイウェイ(PPH)の対象国を徐々に拡大して いる。

ブラジル産業財産庁は、ブラジル商工サー ビス省とともに、医薬品の特許出願を除く特 許審査の審査遅延を解消するために、特許の 出願・認可手続を簡素化する規則案について、 2017年7月にパブリックコメントを募集した。



²⁰¹³ 年に「日伯貿易投資促進産業協力合同委員会」として改組された。

World Intellectual Property Indicators 2017: http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_941_2017.pdf

この規則案は、実体審査を行うことなく特許を付与する法案であり、2018年3月時点で、 大統領府にて検討されている。

ブラジル産業財産庁は、2007年10月に開催されたWIPO加盟国総会において国際調査機関(ISA)・国際予備審査機関(IPEA)として承認され、2009年8月から国際調査・国際予備審査業務を開始した。同庁は中南米諸国の中小規模特許庁と特許審査等で協力を進めるプラットフォーム「産業財産における地域協力システム(PROSUR)」の構築を提案するなど、同地域における特許庁間の協力強化を進め、2017年7月には、参加を保留していたPROSUR間での特許審査ハイウェイ(PPH)を試行開始している。

医薬用の製品及び方法に関する特許を付与するにあたって、国家衛生監督庁(ANVISA)での審査の後にブラジル産業財産庁での特許出願の審査が実施されていたが、2017年6月より ANVISA は安全性の検査に徹し、特許審査についてはブラジル産業財産庁が行うことになった。

(2)その他の中南米諸国

中南米諸国の知的財産庁は、互いに近隣知的財産庁との連携を深めている。具体的な先行技術文献サーチ・審査協力のための枠組みとして、中米諸国には「中米諸国並びにドミニカ共和国向け特許出願検索管理サポートシステム(CADOPAT)²」、南米諸国には産業財産における地域協力システム(PROSUR)によるウェブプラットホーム「e-PEC」が設けられている。

メキシコは、2013年2月にマドリッド協定 議定書に加盟した。我が国との関係では、 2011年7月から特許審査ハイウェイ (PPH) の試行を開始し、2012年11月に本格実施に 移行している。また、日本国特許庁とメキシ コ産業財産庁とは2012年2月に、知的財産 制度・運用に関する情報交換、人材育成、情報技術の利用等に関する協力覚書に署名を行った。国際審査官協議を2012年から開始しており、これまでに日本国特許庁の特許審査官延べ4名をメキシコ産業財産庁へ派遣し、メキシコ産業財産庁から延べ4名の特許審査官を受け入れた。

コロンビアは、2012年5月にマドリッド協定議定書に加盟した。また、我が国との間で2012年12月からEPA交渉を行っており、EPAが発効すれば、両国間の経済関係の一層の発展が期待される。日本国特許庁との関係においては、2014年8月に協力覚書に署名しており、同年9月に特許審査ハイウェイ(PPH)の試行を開始し、国際審査官協議を2016年から開始している。また、知的財産制度・運用に関する情報交換や専門家派遣等の協力も進めてきており、2014年12月に我が国からコロンビアへ、2015年12月にコロンビアから我が国への専門家派遣が行われた。

アルゼンチンは、日本国特許庁との関係に おいては、2015年から招へい研修を開始する など、協力関係を深めてきた。2015年10月 には、アルゼンチン知財庁と日本国特許庁と の間で、知財制度の理解促進、審査効率や処 理能力の向上に関する経験の共有、及びセミ ナーの開催によるユーザーへの情報発信等に よるユーザーとの交流促進を主とした協力覚 書に署名がされた。また両庁は、2016年4月 に国際審査官協議、2017年4月に特許審査 ハイウェイ(PPH)の試行をそれぞれ開始して いる。また、2016年より、我が国とアルゼン チンの間の官民による情報交換及びビジネス 環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的 とした日亜貿易投資合同委員会が年1回の頻 度で開催されており、知的財産分野において も協議が行われている。

チリは、日本国特許庁との関係においては、 これまでも審査官向け招へい研修への受け入

¹ PROSUR: 2008 年に設立された南米 9 か国(アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ)による審査協力等を中心とした知的財産協力の枠組み。

² CADOPAT: 2007 年に設立された、メキシコが参加国の特許サーチを支援するシステム。2017 年時点での参加国は、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ドミニカ、キューバ、ベリーズ、コロンビア、パラグアイ、エクアドル、アフリカ地域知的所有権機関 (ARIPO)。

れ等の協力を行ってきたが、日本国特許庁と チリ産業財産権庁は2016年10月、両国の知 的財産制度の理解促進、人材育成分野におけ る協力、産業財産権の重要性の普及啓発の促 進等、その関係をより強化することを目的として、協力覚書に署名した。また両庁は、2017年8月に、特許審査ハイウェイ(PPH)の試行を開始している。

ブラジルにおけるライセンス契約等の登録制度

日本貿易振興機構 サンパウロ事務所

ブラジルでも知的財産に関するライセンス契約などは当事者が自由に締結することができる。ただし、①ロイヤリティ収入等を国外に送金したい場合、②第三者に対する対抗力を生じさせたい場合、③税控除を受けたい場合には必ずライセンス契約等をブラジル産業財産庁(INPI)に登録しなければならない。

歴史的・政治的事情から、INPI は 30 年以上にわたり、国内産業の利益保護を重視する形で、明文化されていない様々な独自ルールに基づき契約条件の審査を行ってきた。契約の各条項がある種の制約に反する場合、INPI は両当事者が自由に合意した条件に介入し、場合によっては当該契約の登録を拒絶することもあった。そのため、この登録制度に悩まされている外国企業は少なくなかった。

最近、この登録制度の改善に向けた大きな動きがあり、INPI は 2017 年 4 月に登録審査の簡素化に関する規則 70/2017 号を公布するとともに (施行は同年 7 月 1 日)、同年 7 月には審査ガイドライン (決議第 199/2017 号)を公表した。これにより、登録審査の透明性と予測可能性が高まることが期待されている。



ライセンス契約等の登録制度に関する現地日本企業向けセミナーの様子

1

11)

中東諸国、アフリカにおける動向

(1)中東

中東地域はアジアと欧州をつなぐ貿易の中継点として重要な役割を果たしていると同時に、模倣品の流通経路となっているとの指摘もなされている。日本国特許庁は日本貿易振興機構(JETRO)ドバイ事務所に知財専門家を派遣しており、2016年2月には、日本政府の支援の下、ドバイにおける各国政府機関等との連係を強化し、駐在日系企業同士が情報共有を図ることを目的に、模倣品対策に取り組む中東知的財産研究会(中東IPG)¹が発足した。中東IPGの活動の一環として、我が国は、2017年11月にアラブ首長国連邦及びサウジアラビア政府の執行機関に対し真贋判定に関するセミナーを実施するなど、模倣品取締りに向けた協力を行っている。

湾岸諸国(バーレーン、オマーン、クウェー ト、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カター ル) においては、1998年より広域特許庁とし ての湾岸協力会議 (GCC) 特許庁が設けられ ている。2018年3月現在、GCC 加盟国におけ る商標制度の統一をはかる統一 GCC 商標法が クウェート、バーレーン、サウジアラビアに おいて施行されており、近く他のGCC 加盟国 も同法が施行される見通しである。また、2016 年9月にクウェートが特許協力条約 (PCT) に 加盟したことで、GCC メンバー国全てが PCT へ加盟したため、現在広域特許庁としての GCC が PCT 加盟を目指している。日本国特許 庁との関係においては、2017年9月、GCCに 日本国特許庁の職員を派遣し、特許審査実務 に関する日本の知見を共有すべく、研修を実 施した。

イスラエルは、2009年のWIPO加盟国総会において国際調査機関(ISA)として承認され、2012年6月から業務を開始した。また、我が

国とイスラエルとの間では2012年3月より特許審査ハイウェイ(PPH)が試行され、さらに両国とも2014年に立ち上げられた「グローバル PPH」に参加しており、日本出願に基づくイスラエル出願に関して、所定の手続により早期審査の適用を申請することができるようになった。なお、2010年9月には、イスラエルにおいてマドリッド協定議定書が発効している。

トルコは、2017年に国際調査機関(ISA) 及び国際予備審査機関(IPEA)に加盟し、業 務を開始した。また、同年1月より改正産業 財産権法が施行されている。日本国特許庁と の関係においては、これまでも審査官向け招 へい研修への受け入れ等の協力を行ってきた が、日本国特許庁とトルコ特許庁は2016年 10月、両国の知財制度・運用の理解促進、 PPH 導入に向けた両庁の協力や人材育成分野 における協力などによる知財制度の向上、及 び情報発信などによるユーザーとの交流促進 等、その関係をさらに強化することを目的とし て、協力覚書に署名した。また両庁は、この 協力覚書に基づき、2018年2月に、特許審査 ハイウェイ (PPH) の試行を同年4月1日より 開始することに合意した。

(2)アフリカ

アフリカには、主に英語圏の国々が加盟しているアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)²、主にフランス語圏の国々が加盟しているアフリカ知的財産機関(OAPI)³という二つの広域特許庁が存在する。我が国は、WIPOに対して任意拠出金を支出しており、この拠出金を基に「WIPOジャパン・トラスト・ファンド」が組まれ、これらの広域特許庁を始めアフリカ諸国の知的財産庁の能力向上を支援している

^{1 2018} 年 3 月現在、メンバー企業は全 26 社。主な活動内容は、2~3 か月に 1 回の定期会合、中東政府機関等向けの知財セミナーや意見交換の実施、他の知財団体との連携・協力など、多岐にわたる。

アフリカ広域知的財産機関(ARIPO):加盟国(19ヶ国)は、ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア及びジンバブエ。
アフリカ知的財産機関(OAPI):加盟国(17ヶ国)は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、

³ アフリカ知的財産機関(OAPI):加盟国(17ヶ国)は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コンゴ、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴ及びコモロ。

(第3部第2章3.(2)(3)参照)。2016年8月には、日本政府が主導するアフリカの開発をテーマとする国際会議である、アフリカ開発会議の第6回会合(TICAD VI)が初めてアフリカ(ケニア)で開催され、日本政府は、2016年~18年の3年間でアフリカにおける知的財産制度の普及啓発に向け1,000人の人材を育成する旨発表した。

エジプトは、日本国特許庁との関係においては、特許審査官向け招へい研修への受け入れ等に加え、2015年6月からは PPH 試行プログラムを開始するなど、協力関係を深めてきた。日本国特許庁は、2015年10月にはエジプト特許庁と、2017年10月にはエジプト商

標意匠局と、それぞれ、審査の迅速化及び質的向上や統計データ、法令等に関する情報共有、研究成果の技術移転及び商業化促進、産業財産エンフォースメントに係る人材育成等を主とした、協力覚書に署名した。

南アフリカは、特許実体審査制度導入や、マドリッド協定議定書加盟に向けて、人材育成、国内法・制度の整備などの準備を進めており、2017年8月には南アフリカ政府から、これらを重要政策の一項目として掲げた新たな知財ポリシー案(フェーズI)が公表された。日本国特許庁は、特許審査官向け招へい研修への受け入れ等により支援を行っている。

= Column 38 =

アラブ首長国連邦・サウジアラビアにて現地知財セミナーを開催

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

世界税関機構 (WCO)「The 2016 Illicit Trade Report」によると、2016年の税関での模倣品差止について、上位 10 か国のうち 5 か国が中東・北アフリカ地域の国であり、サウジアラビアが第 1 位であった。多くの模倣品が中東地域に流入しているとみられ、中東地域における知財保護・模倣品対策の重要性が増している。このような状況下で、2017年度は、アラブ首長国連邦 (UAE) 及びサウジアラビアにおいて、下記の現地セミナーを 11 月に開催した。

○ UAE 知財司法ワークショップ

日本国経済産業省、日本国特許庁、 IIPPF 中東 PJ、JETRO は、ドバイにて UAE 知財司法ワークショップを開催した。UAE 側からは裁判官、検察官、弁 護士が多数出席し、司法研修所の Dr. Mohamed Al Kamali 所長が UAE における知的財産権保護制度について講演を 行った。日本国特許庁からは嶋野技監



UAE 知財司法ワークショップ

が審判制度について、日本国経済産業省模倣品対策室からは鷹野氏が知財裁判制度について講演を行った。 パネルディスカッションでは、具体的な知財侵害事例を想定して、お互いの見解・意見を交換した。参加者は、 UAE・日本双方の知財保護制度について理解を深めた。

○ UAE 真贋判定セミナー

日本国経済産業省・JETRO 共催で、ドバイ・シャルジャの税関・警察・経済開発局等の職員向けに真贋 判定セミナーを開催した。本セミナーでは、IIPPF 中東 PJ、中東 IPG のメンバーである日本企業 10 社が、真正 品と模倣品の見分け方等についてのプレゼンテーションを行った。また、フリーゾーンにおける模倣品の取締 りについても議論が行われた。

○サウジアラビア真贋判定セミナー

日本国経済産業省・JETRO 共催で、サウジアラビアの税関・商業投資省職員向けに真贋判定セミナーを、リヤドとジェッダで開催した。本セミナーでは、IIPPF中東 PJ、中東 IPG のメンバーである日本企業 8 社が、プレゼンテーションを行った。また、日本の関税局から三輪氏が日本の水際での模倣品対策について講演を行った。

サウジアラビアのサルマン国王は



サウジアラビア真贋判定セミナーの様子

2017年3月に訪日し、安倍総理との会談で「日・サウジ・ビジョン2030」について合意した。この中には模倣品対策についての協力も含まれており、この合意に基づく具体的な取組の一環として本セミナーが開催された。

289

南アフリカにおける知財の進展

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

近年、南アフリカにおいては、知財ポリシーの策定、特許実体審査の開始に向けた取組など、知財に関する様々な進展が見られる。

○知財ポリシーの策定

南アフリカは、産業界と南アフリカ国民の両方のニーズに応える知財ポリシーの策定を目指している。特に、国民のニーズに関しては、医薬品の公衆アクセスの確保に注意が払われている。知財ポリシー・第1フェーズのドラフトは2017年8月に公表され、パブリックコメントが募集された。第1フェーズは特許実体審査、国際条約への対応、医薬品特許等に関するものであった。2018年は、著作権、知財教育等に関する第2フェーズのドラフトが公表される見込みである。

○特許実体審査の開始に向けた取組

南アフリカ知財当局(CIPC)は、特許実体審査の開始に向けて、審査官の採用・トレーニング、法令改正、審査基準作成等を進めている。2016年に採用した第一期の審査官の研修はまもなく完了する見込みである。日本国特許庁は、当該審査官への研修として、2016年2月及び2017年1月に日本で「南アフリカ特許審査実務コース」を実施した。

上記法令改正は 2019 年 5 月の総選挙後となる可能性が高く、法令が改正され次第、特許の実体審査を開始すると見られる。

○マドリッド協定議定書への加盟に向けた動き

南アフリカにおいては、マドリッド協定議定書への加盟に向けた動きが着実に進んでいる。2017 年前半に は政府内のワーキンググループにおいて改正法案の起草が完了した。順調に進めば 2019 年前半に南アフリカ はマドリッド協定議定書に加盟することができると見られる。

○著作権法の改正

現在、南アフリカは 1978 年著作権法の改正に取組んでいる。2017 年 5 月には改正法案が公表されパブコメが募集された。この改正法案には、次のような規定が含まれている。

- デジタルプラットフォームへの対応
- ・フェアユース、教育的利用、障害者による利用などの著作権の例外規定
- 著作権使用料徴収団体のための法的枠組み
- ・WIPO 諸条約への加盟・発効に向けた対応(WIPO 実演・レコード条約、WIPO 著作権条約、北京条約)

この改正法案に対しては 様々なコメントが寄せられたと ころであり、実際に著作権法が 改正される時期は現時点で未 定である。



南アフリカ特許審査実務コース